

第百五十一回国参议院环境委员会会议录第十五号

平成十三年六月十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月七日 藤井 俊男君 補欠選任 松崎 俊久君

六月八日 松崎 俊久君 補欠選任 藤井 俊男君

六月十一日 岡崎トミ子君 補欠選任 菅川 健二君

六月十二日 堀 利和君 補欠選任 堀 利和君

六月十三日 小川 勝也君 補欠選任 岡崎トミ子君

六月十四日 菅川 健二君 補欠選任 佐藤 昭郎君

片山虎之助君 補欠選任 亀井 郁夫君

西田 吉宏君 補欠選任 有馬 朗人君

橋本 聖子君 補欠選任 荒木 清寛君

加藤 修一君 補欠選任 福島 瑞穂君

清水 澄子君 補欠選任 大森 礼子君

福本 潤一君 補欠選任 吉川 春子君

出席者は左のとおり。

委員長 吉川 春子君

理事 清水嘉与子君 末広まさこ君 福山 哲郎君

委員

岩佐 惠美君

有馬 朗人君

石井 道子君

堀 利和君

松前 達郎君

堀 利和君

荒木 清寛君

大森 礼子君

但馬 久美君

福島 瑞穂君

中村 敦夫君

五島 正規君

川口 順子君

南野知恵子君

風間 昶君

西野あきら君

山岸 完治君

尾崎 新平君

坂野 雅敏君

経済産業省商務情報政策局長 太田信一郎君

環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 岡澤 和好君

環境省総合環境政策局長 中川 雅治君

環境省環境保健政策局長 岩尾總一郎君

環境省環境管理局水環境部長 石原 一郎君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案(衆議院提出)

○温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○浄化槽法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川春子君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、加藤修一さん、清水澄子さん、片山虎之助さん、西田吉宏さん及び橋本聖子さんが委員を辞任され、その補欠として、荒木清寛さん、福島瑞穂さん、佐藤昭郎さん、亀井郁夫さん及び有馬朗人さんが選任されました。

○委員長(吉川春子君) 理事の補欠選任について

お諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉川春子君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に福山哲郎さんを指名いたします。

○委員長(吉川春子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案及び環境事業団法の一部を改正する法律案、以上両案の審査のため、本日の委員会に厚生労働省医薬局食品保健部長尾崎新平さん、農林水産大臣官房審議官坂野雅敏さん、経済産業省商務情報政策局長太田信一郎さん、環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長岡澤和好さん、環境省総合環境政策局長中川雅治さん、環境省環境政策局長岩尾總一郎さん及び環境省環境管理局水環境部長石原一郎さんを政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(吉川春子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川春子君) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案及び環境事業団法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○堀利和君 おはようございます。民主党、新緑風会の堀利和でございます。

PCBといいますが、まずカネミ油症事件、これがすぐ頭に浮かぶわけですが、それほど、戦後最大級、大きな食品公害事件でありました。それだけに、PCBといいますが、もう過去の問題かなというように思ってしまうところがありまして、特に昨今ではダイオキシンなり環境ホルモン、非常に人体あるいは環境汚染、余りにも危険な状況がありまして、そういうふうな背景があるんだらうと思います。

こういう環境負荷、人体に大きな悪影響を与える化学物質につきましては、先般、五月二十二日、ストックホルムで採択されましたPOPs条約がございまして、この条約の批准、締結に向けて政府としてどのような決意、姿勢を持っておられ、タイムスケジュールとしてはどんなふうにお考えか、まず大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) おっしゃられましたPOPs条約でございますけれども、これは世界の各国が協議いたしました、PCBなど十二種類の残留性有機汚染物質の廃絶や削減を図ろうとするものでございます。地球規模の環境の汚染を減らしていくという意味で重要な条約だと認識をいたしております。

我が国におきましては、POPs条約の政府間交渉に積極的に参加をしております。先月の五月二十二日にスウェーデンにおいて国際会議がございまして、そこでこの条約が採択をされました。これは非常に喜ばしいことだと思っております。

この条約が発効するための条件でございますけれども、五十カ国が締結をすることが条件でございます。化学物質の安全性に関する政府間フォーラムというのがございまして、IFCSと呼ばれておりますけれども、ここにございまして、二〇〇四年までの条約の発効が目標とされております。

環境省といたしましても、関係省庁と連携を

りまして、国内体制の整備につきまして早急に検討を進めまして、早期の締結を目指す所存でございます。

以上です。  
○堀利和君 そこで、POPs条約の十二の化学物質になるわけですが、PCBにつきましまして二〇二五年までに使用停止、二八年までに処理することになっておまして、今回の法案審議の中では、我が国は二〇一五年までに処理することになるわけですね。

そこで、PCBよりもダイオキシンと聞いた方が恐らく国民は非常にその危険性、不安というのを感じておられます。確かにそういう側面があると思っております。同時に、PCBには微量でありましてもポリ塩化ジベンゾフランというダイオキシン類がありまして、これが結局、カネミ油症の主たる原因の化学物質であったわけですが、違いは違いますが、やはりダイオキシンとPCBにおきまして、法規上、摂取許容量などの違いがあります。

若干、国民の立場からすると、そうはいいまでも心配だなど、不安だなどありまして、この辺についてはどのようにお考えなのか、御説明願いたいと思っております。

○政府参考人(岡澤和好君) 御指摘のように、PCBの中にはコプラナPCBといまして、ダイオキシン類の一種が含まれております。

このコプラナPCBを含みますダイオキシン類全般につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法その他の法律によりまして、ダイオキシンとしての諸許容摂取量あるいは排出規制がかけられているわけでございます。

しかし、PCBそのものもダイオキシンの含有の有無とはかわりなく有害な物質でございます。そのPCBそのものに着目いたしました規制ということも必要わけでございます。これも廃棄物処理法やその他の環境法制の中でPCBに関する規制がなされているわけでございます。

PCBの中に含まれているコプラナPCBの濃

度というのは製品によってばらつきもございまして、コプラナPCBを評価することによってPCBの毒性を決めるということとはなかなかできないわけでございます。PCBそのものの毒性あるいはダイオキシン類であるコプラナPCBの毒性というものをそれぞれ評価して別々に規制をかける。全体として、コプラナPCBに対してもPCBに対しても安全性を確保するということが合理的な考え方ではないかというふうにお考えしております。

また、今回行いますPCBの処理の中で、当然PCBをターゲットとして処理をするわけですが、ここに含まれますコプラナPCBもPCBの処理と同じプロセスで処理できますので、PCBを処理することによってその不純物として含有されているコプラナPCBもあわせて処理できるものというふうにお考えしております。

○堀利和君 コプラナPCB、ダイオキシン類、やはりそういう点では、国民としてはそれを聞くだけで不安になりますので、むしろそういうことも含めてきちんとした対応をお願いしておきたいと思っております。

そこで、昨春秋、集中的に千葉、東京、岐阜などの学校で蛍光灯の安定器、微量ではありますけれどもPCBが使用されているわけでございます。安定器が破裂してお子さんに触れるという事故がございました。

こういうお子さんたち、当然その場でも健康にたいしてきちんとした対応をとられたとは思いますが、PCBという性質上、その場限りで安心かというところでもないと思っております。御父兄の方々も心配されるだらうと思っております。こういったことについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 昨年十月に、八王子市及び岐阜市の小学校において、照明器具の安定器の破裂事故がありました。PCB絶縁油のかかった児童等については、事故後、医療機関

に受診しているが、全員異常なしとされ、その後、全員また異常なく通学していると聞いております。

なお、八王子市のケースにつきましては、保護者の不安に対応するため、市が専門家の会議、PCB暴露による健康対策等検討専門家会議を設けて、現在、PCB暴露量の推計及び健康への影響等について検討している聞いております。今後、これらによる追加的な情報の把握に努めてまいりたいと思っております。

○堀利和君 こういう事故があつてはならないわけですが、しかしあつてはならないといつても実際起きてしまうということも、これは仕方がないところがあるわけですね。その場合に、やはり対応というのは国民にとって大変重要な安心、不安を与えないことだらうと思っております。

そこで、昨年、閣議了解された業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策についてということで、十三年度、今年度中に交換作業をすべて実施、完了するというふうになっておりますけれども、全国の学校なり施設で使用されているものを使用しないということになりまして、当然保管することになるわけですね、一時的にしる。これが全国分散しているわけですが、この辺について若干心配にもなりますけれども、こうした対応についてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど委員から御質問のありましたようなPCB使用安定器の破裂事故というのがございまして、委員がたいま御指摘になられましたように、それを受けて平成十二年の十一月に閣議了解をいたしまして、十三年度末までに交換を終えるという対策を行うこととしたわけでございます。

それで、御質問のその保管でございますけれども、これはPCB使用安定器に限らないことでございますが、すべてのPCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づきまして、処理するまでの間、排出事

理法に基づきまして、処理するまでの間、排出事

業者の責任において適正に保管しなければならぬということになっております。

PCB使用安定器をまとめた形で、集積をした形で管理することにつきましては、どこで引き受けていただけるかということについては、その地域の地元の方の御理解がなければできないということでございますので、一般的にはなかなか難しいことであるかと思っております。ですから、地方公共団体等が中心になって行うことができれば望ましいのではないかと考えております。

重要なことは、高圧トランス・コンデンサーと同様に一刻も早く処理ができる、そうすれば保管の必要がそこで終わるわけでございますので、処理をするのが大事であるということで、処理体制の整備につきましては最大限努力をしたいと考えております。

○堀利和君 ぜびその辺、よろしく願いたいと思っております。

冒頭申し上げましたように、カネミ油症事件というのは戦後最大級の食品公害でありました。被害を受けた患者さんたち、本当に今なお恐ろしく苦しんでいらっしゃると思っております。

そこで、厚生労働省の中にカネミ油症研究班が既に設置されておりまして、それによりまして認定患者が約千五百人、うち二百四十人しか把握できていないというように聞いてもおります。また、生存が不明という方も八十何名いらっしゃるといふふうにも聞いておりまして、私はこの事件について、先日、参考人の方からも陳述をいただいた中に、プライバシーなり患者さんのお気持ちということも重々きちんとそこは慎重に対応しなければいけないけれども、やはりこの事件については、事がPCBだけに、いわゆる疫学的な調査、世代をまたぐ悪影響ということがどういふふうに行なわれるのかというのをどうも意図も伺いまして、私としても患者さんたちのプライバシー、これは第一ですけれども、もしそのようなことで御理解がいただければ、この悪

影響ということについてフォローあるいは検証というものをすべきかなという思いがあるわけですが、厚生労働省としてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(尾崎新平君) 厚生労働省では、従来から厚生科学研究費によりまして、今お話ございました油症研究班におきまして、患者の方々の健康診断を行うことによりまして長期にわたります健康状態の把握あるいは診断治療方法の確立等に努めてきておるところでございます。

御指摘の患者の方々を含めたいわゆる疫学調査と申しますか、そういったものの重要性につきましては、十分私も研究班も含めまして認識をいたしておりますけれども、これまで研究班の方で健康診断への参加等を積極的に呼びかけていただいているわけですが、今先生の方からお話ございましたように、なかなかプライバシーの問題等もございまして、実際には御指摘のような患者の方々の数、それと若干認定患者の方以外の方も受診をいただいているということでございますが、そういった状況にあるというのは事実でございます。

ただ、私どもは油症研究班の先生方とも御相談しながら、また患者の方々の協力を得ながら、できるだけ健康状態の把握、疫学調査につきまして充実をしていきたい、そういうふうにご考えているところでございます。

○堀利和君 私もそうですけれども、素人といいますが専門的な知識に乏しい者にとっては、やはりこういういわゆる有害の化学物質と聞いただけで非常に不安になるわけです。ですから、今はそれなりに大丈夫かな、しかし将来どうなるんだろという不安もありますし、そういう点ではもとと有害の化学物質、負の遺産ですから、それは本来もうきちんと公の責任のもので対応していかなきやいけないかなと思っております。

そこで、PCBについては廃掃法で管理の仕方、保管の仕方が義務づけられておりまして、今回の二法の法律をめぐりましては、保管等の届け

出ということが義務づけられるわけですね、新たに。毎年度、保管と処分、こういった状況を報告するわけですが、これだけで果たしていいのかというふうには私自身は思うわけではございません。全面的な処理、処分という方向性があるわけですので、そういう点では適正な処理の計画、使用そして保管、処分、一連の計画というものをきちんと立てなければいけないのではないだろうか、そしてその報告を義務づける形でやらなければいけないのではないかと思っております。ここまでは踏み込んだ計画、義務づけというのとは異なるものなのかどうか、お伺いしたいと思っております。

○大臣政務官(西野あきら君) この一連のPCBの廃棄物の問題につきましては、御案内のとおり、今まで処理方法に安全性の確保というものが十二分に知見ができなかった、そのために長い間やむを得ずこれを保管する、こういうことが続いていたわけでありまして、そのためにいわば非常に危険といえますが、高濃度のPCBを含むと思われるっておりますトランス、コンデンサー等の紛失があったり不明になったりという非常に懸念、心配があったわけでありまして。

幸い、このPCBの処理方法につきまして、化学処理が知見をされたところでございますので、あわせて今回御提出をしております特措法によりまして、この保管とそれから処分という問題について必要な規制を行うとともに、その体制づくりを速やかに進めていく必要がある、このように思っております。

したがって、この保管の状況等につきまして、それぞれの事業者といえますか保有者がそれぞれ把握をしておるわけでありまして、その事業者から都道府県に届け出をしていただく。そして、その届け出を受けた都道府県はこれを公表する。

一方、現在使用中でありますPCBの使用機器は特措法の対象にはならないわけではございません。しかし、耐用年数がおおむね三十年程度と言われ

ておりますし、PCBの製造停止が昭和四十七年ごろでございますから、使用中のものもおおむねこの数年のうちに耐用年数が到来をする。したがって、廃棄物として今度は保管に、使用中のものも保管に移行して行く。したがって、この数年のうちにはすべてが規制の対象になる、このように見込まれておるところでございます。

今回の特措法で、御案内のとおり第十三条に、都道府県によりまして事業者のPCBの使用実態の把握が可能と、こういうことになっておるわけでございます。環境省だけではございませんで、その事業を所管しております大臣に対して要請規定も盛り込まれておるところでございます。それに基づいて把握することが可能だということに思っております。

こういうことを受けまして、都道府県は使用の保管状況を確実に把握いたしました。現在使用中の申し上げた機器も含めて、将来の発生量を見込んで上でこれらを的確に処理する計画を策定することが可能だというふうに思っております。この法の施行と相まってこれらの問題がスムーズに円滑に処理されますことを希望しております。

○堀利和君 私は、PCB使用製品の耐用年数がそろそろ来るということであるわけですが、やっぱりこれを使用している保有者、事業者に対して早期に使用をやめるところまで含めた計画づくりというのを義務づけて、そしてそれを受けて、行政として全体的にどういふふうな処理まで運用していこうかというふうなすべきかなと思っております。今回の特措法を含めて、これまで踏み込んでいないものから、本当に十年間で処理ができるのかな、あるいは先日、参考人の方には、五年で処理施設をつくって十年で処理と言ったけれども、これは果たしてできるのかとお聞きしたら、むしろ五年、十年じゃ遅過ぎる、早くやるべきだという意見もございまして、なるほどそうかな、こういうものは一日も早く処理すべきではないかなというふうに思った次第で

ご意見を伺います。

処理するには、負の遺産としてのこれだけのことをやる限りは、当然それに対しての予算といいますが費用がかかるわけでご意見を伺って、今回の化学処理の対象となつていないPCB、高圧トランス・コンデンサーの化学処理をする事業団としての総額がどれくらいなのか、また今度、事業団の化学処理以外にも当然処理するわけですから、全体の処理する費用はどのくらいかかるのかということも、もしおわかりならお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(岡澤和好君) 施設の立地を検討しておりますのはまだ北九州市だけでございますので、まず北九州市の例を申し上げたいと思ひますが、北九州市では中国、四国、九州を中心とした地域の高圧トランス・コンデンサー、これは全国総台数の大体三割ぐらゐに相当すると思ひますが、これを処理することを考えております。

北九州市の場合ですが、施設整備費は現段階では大体四百億円程度、施設整備をした後、運転費用につきましてもほぼ同じ四百億円程度というふうにご意見を伺って、合わせて八百億円程度が必要ではないかというふうにご意見を伺っています。ただ、輸送方法とか前処理方法等についてまだ今後詰めなければならぬことがございますので、それによつて費用についてはさらに増減があるだろうというふうにご意見を伺っています。

全国全体ではということでございますので、ごく大ざっぱに言えば、三割で八百億円ですから全体の御推察はできると思ひますが、全体、施設の内容等ほかのところについてはまだ詰めておりませんので、そのぐらいの感じだということでご意見を伺いたしたいと思います。

○堀利和君 こればかりは予算がないから適当にというふうにもならないわけですから、それはもうぜひ政府として、国として、完全に安心のできるところまで処理するようにお願いしたいと思ひます。

次に、今回の特措法で定められている環境事業

団等が化学処理する、あるいは保有している大手会社、事業者も処理するわけですから、ここで対象になつていない、把握されていない、例えば環境事業団が対象とすべき高圧トランス・コンデンサー、これは一万一千台が紛失しているというふうにも聞いております。紛失、不明になつたものをどうするんだと言われて、言われた方もしかししたら困ると思ひますが、しかし紛失しましたというように片づけられない問題でございまして、それについてはどのようにお考えですか。

○政府参考人(岡澤和好君) 平成十年度に当時の厚生省の調査した結果から、不明、紛失が一万一千台あるということがわかつたわけでございますが、これにつきましても、現在、都道府県等を通じまして実態把握と紛失の原因を究明する調査を行っているところでございます。

この調査の結果というのは、今後の紛失、不明の再発防止にまずは役立てたいというふうにご意見を伺っておりますけれども、この調査を通じて、仮に不法投棄等が行われているというふうな事実が明らかになつた場合には、これは廃棄物処理法違反でございまして、刑事告発を行うなど厳正に対処していきたいというふうにご意見を伺っています。

また、不法投棄等によつて、実際に不法投棄場所が明らかになつたというふうなことで、その場所が生活環境に対して支障を生じるといふような場合には、廃棄物処理法におきまして都道府県知事等が原状回復や適正な処分を実施する措置命令を行うことができるというので、こうした高圧トランス・コンデンサーの不法投棄が場所として特定されて判明した場合には、こうした措置命令制度も活用して厳正に対処してまいりたいと考えております。

○堀利和君 その他、汚染土壌なりヘドロという形で環境中に出たしまったというものもあるわけで、それがまたどこにあるかわからぬという状況でもあろうかと思ひますけれども、やはり非常に深刻な汚染状況だというふうにご意見を伺っております。これも、どういふふうにご意見を伺うかと思ひます。

ということ自体難しいわけですが、ぜひその辺まで目配りをお願いしたいと思ひます。

時間もございませぬので、質問を少し前に飛ばして伺いたいと思ひます。

北九州にいわゆる第一号ということで、エコタウン廃棄物処理センターに今取り組んでいらっしゃると思ひますが、これまでの三十年間の反省を見れば、自治体や地元の方々に理解、合意が得られなかつた。この場合、同じことを繰り返してはこれから全体的に処理するスキーム自体がまたなかなか困難に陥るわけですから、そういう意味ではこの北九州のエコタウンの処理構想については何とか成功させなきゃいけないだろうと思ひます。この辺についての現在の状況、見直しはどんなふうになっておりますでしょうか。

○大臣政務官(西野あきら君) 今、先生の御指摘のありました北九州の問題でございしますが、昨年の十二月、当時の厚生省から北九州市に対して立地を含めた検討をお願いしたところでございまして、本年二月になりました。北九州市長の方から、まず安全性と公開性の確保ということが一つ、それから資源循環の趣旨に沿つていくこと、三つ目は雇用などのいわゆる地域に貢献すること、三つ目は資材資源ということ、これらの三点を主に前提といたしまして、環境省に対して具体的に準備に入ることを了解と、こういう回答をいただいたところでございます。

北九州市におきましては、PCB安全性検討委員会というものを設置されまして、もう既に二回ほど会議を開催されておられるところでございます。さらにこれから市民、市議会等々の意見も勘案されると思ひますが、再度、市としての意見を回答させていただきます。こういうことになっております。したがって、市の方で地域住民、関係者とのいわゆるコミュニケーションを図られて、設置に当たつての考え方を前向きに検討いただいております。こういうふうにご意見を伺うところでございます。

環境省といたしましては、北九州市からのプロセスを経ての回答が再度ございましたら、環

境事業団の事業についての計画の段階から積極的に情報公開等を行つて、できる限り透明性もあわせて確保しまして、いわゆる周辺の住民の皆さんに心配のないように、理解を得られるように、スムーズに進んでいくように努めていきたいというふうにご意見を伺っています。

なお、今朝、午前九時でございますから先ざでございます、先ほどでございますが、私の地元大阪市の方からも、実は本事業について原則として受け入れをする、条件がついてございませぬけれども、申し出のあつたことをこの機会に申し添えておきたいと思ひます。

○堀利和君 ここでつまずくと本当にこの先計画が立たないわけですので、もちろん自治体、地元住民には十分な理解、合意、安心というものを得なければいけません。そこはぜひ慎重にお願いしたいと思ひます。

次に、PCB廃棄物処理基金を創設するわけですが、十三年度、今年度の予算では国が二十億円、同額を都道府県が予算を組むわけですが、最終的にこの基金の全体額といひますか、総額をどのように考えて、公費の支出分をどうなふうにご意見を伺うのかお聞きしたいと思ひます。PCB使用製品製造・販売事業者がどれくらいあつてどの程度の基金出捐金になるか、あるいは二社の製造会社もどの程度の負担をお願いできるのか、この段階でおわかりになるのであればお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) お尋ねの件でございませぬけれども、PCB廃棄物処理基金につきましては、国と都道府県の補助金それから民間からの拠出金でつくることになっております。費用の負担能力の小さな中小企業が高圧トランスあるいはコンデンサーの処理費用を行う場合に、実質的にこれを軽減するための助成を行うということになっております。

予算的には、平成十三年度の予算におきまして、国といたしまして二十億円の予算措置をいたしました。都道府県からも同額の拠出をいただく

ことといたしております。平成十四年度以降も同じような方針であります。基金の総額につきましては、今後、処理費用やあるいは助成の対象事業者の数を精査していく段階で明らかになっていくというふうに考えております。

それから、PCB製造業者の数でございますが、製造業者は二社、それからPCB使用電気機器製造業者は約二十社程度でございます。これらの企業を中心にPCB処理基金に対する出捐につきまして経団連を通じて要請をいたしております。現在のところ、金額につきましては明確な回答をいただいているわけではございませんけれども、何らかの協力をしていただけるものと考えております。引き続き、PCB処理基金につきまして、出捐をいただきますよう、産業界に対して協力を要請してまいりたいと思っております。

以上です。

○堀利和君 これだけの処分、処理をすれば、当然それに見合う費用がかかるわけで、その意味ではこの基金というのも大切なものだというふうに思います。民間にもお願いするわけですので、ぜひそれは国としても政府としても積極的に進めていただきたいと思っております。

そこで、今日のいわゆる小泉内閣の構造改革、その一環として、既に言われておりますけれども、特殊法人についてはゼロベース、国でやってしまつて、民間がやればよいものまで国がやつてしまつて、今後は民間がやるべきものは民間にやらせるとすることも含めて特殊法人がどうなっていくのかということは大きな課題だと思っております。

そのときに、この特措法、環境事業団法の改正を審議しているわけです。つまり、特殊法人が今後どうなるのか、昨年の行政改革大綱も含めて大きなテーマとして進んでいく中で、法律は通つて環境事業団の化学処理事業も業務に追加されたら、しかし事業団そのものがどうなっていくんだらうということになりますと、根本からこの処理計画も崩れていくわけですね。

三十年間の反省に基づけば、私なりに簡単に理

解すれば、一つは公的関与が十分でなかった。もう一つは、処理方法は、化学処理という新たな処理方法がなくて焼却方法だということだろうかと思うわけですね。その際に、やはりどうしても公的関与ということを一応環境事業団を通してやるわけですが、当然小泉内閣の一員として、閣僚としてどの点についてお考えか、ぜひ大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 小泉内閣は改革断行内閣ということで、おっしゃつたように、民でできることは民で、地方でできることは地方でということと、今仕事を進めているわけでございます。特殊法人の事業や組織の形態につきましては、昨年の十二月に行政改革大綱で抜本的な見直しを行うということになっております。それに基づきまして、環境事業団におきましても、時代のニーズに合わせて見直しを行うことが必要でございます。PCB処理事業も含めて見直しを行うということにいたしております。

その場合、それは環境事業団の進めるPCB処理事業は一体どうということになるんだらうかという御心配はもつともであると思っております。PCBの廃棄物を適正に処理することにつきましては、これは全国的に処理体制を確保することが不可欠であると思っております。環境省といたしましては、見直しの結果いかに問はず、それにかかわらず、PCB廃棄物の適正処理につきましてはいささかも支障が生じないように対応していく所存でございます。

以上です。

○堀利和君 なかなかこれは悩ましいところかなと私自身も思うわけです。行政改革は進めなければいけない、民ができることは民にする、地方でやることは地方に任せるという中で法案審議ですから、本当に悩ましいかなと思つております。

参考のために、PFI手法について塩川財務大臣もこれを積極的に評価しているんですが、大臣は、一般論としてもそうすけれども、この環境

事業団との関係で申し上げれば、PFI手法についてどのように御見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 私は、一般論といたしましてはPFI事業を高く評価いたしております。ただ、PFIがこのPCBの処理になじむかどうかということについては、結論を先に申し上げますと、なじまないというふうに考えております。

なぜかといいますと、そもそもPFIというのは、本来公的部門が行う公共施設の建設や維持管理や運営を、民間事業者とそれから公共施設の管理者との契約に基づいて、官民の役割あるいはリースの負担のあり方、責任の適切な分担といったことを図りながら、民間の資金や経営のノウハウ、その他技術的な能力を活用して行うこととでございます。

それで、PCBの廃棄物の本格的な処理事業というのは、本来民間事業者が行うということとされてきたわけですが、三十年間、民間による体制の整備の取り組みがうまくいかなかったということ、今回、日本で初めて新しい仕組みで実施をするということでございます。

公共サービスのうち、社会的に安全性や効率性が既に確立しているようなものにつきましては民間活力を導入しようというPFIの手法はなじむと思つても、先ほど申しましたように、PCB廃棄物の処理事業という意味では、そういった経験が蓄積されているものとは言えないわけでございますし、ということ、現段階では導入にはなじまないというふうに考えています。

いずれにいたしましても、PCB廃棄物はその処理を早急に行う、安全に早急に行うということが大事でございますので、地域住民の方の理解を得て、環境事業団を活用しながら、国も積極的に関与いたしまして着実に事業を進めていくことが肝要だと思つております。

以上です。

○堀利和君 いみじくも大臣が今言われましたように、国の責任、関与が重要だと言われたわけ

すけれども、環境事業団に一義的に責任があると思つておられますか。

例えば、化学処理する過程で事故が起つてしまったと。もちろん起らないことが前提であり、起らないことを望むんですが、絶対に起らないとは言えないと思つておられますか。その場合に、自治体や地域住民に対して、大臣もお触れになりましたけれども、国としての責任ですね、環境事業団との関係でどのように国としての責任というものを考えるのか、もう少しお聞きしたいと思つておられますか。

○国務大臣(川口順子君) まず大事なことは、事業の実施を安全に適正に行つていくことだということに考えております。そのために、環境事業団には学識経験者から成る委員会を設置いたしまして、採用する技術の選定あるいは施設の安全性の評価を行うといったことに万全を尽くして、事故が起きないような配慮を十分に行つていくことがまず一番肝要だと思つておられますか。

それから、本当にあつてはならないことであるが、想定をしたくないわけですが、万が一にも事故が起きた場合、この場合には第一義的には事業の実施主体である事業団がその責任を負うこととなります。国は特殊法人である環境事業団の監督者でございますので、指導監督をするほかに必要な措置をとつてまいります。

環境省といたしましては、PCBの廃棄物処理事業にかかわらず、事業団が適切に事業を実施するように、事業実施計画の認可等を通じて、日常から十分に指導監督を行つていきたいと思つておられますか。

以上でございます。

○堀利和君 いずれにしましても、行政改革としての特殊法人のあり方が問われているわけで、実際、政治の一つの課題にもなつております。まさにその国の責任とは何ぞや。PFIの手法導入についての御見解も伺いましたけれども、まさにこの国の責任とは何ぞやということ、どこまで国民の皆さんなりあるいは政治として説得力を持

つかということであり、同時に、それが何でも民だということの議論の前に、本当に安全に安心してPCBを処理できるか、まずそのことだろうと思うんですね。そういう点で、大臣が言われた国の関与、責任ということが重大であれば、私はそれはそれで私なりに理解をさせていただきたいと思えます。

時間もそろそろなくなつてもきましたけれども、最後に、POPs条約を批准、締結するわけですけれども、最終的に国内にあるPCBを安全に処理しなければならぬと思えます。環境事業団の対象となつて化学処理だけではないわけですから、国際的な責任としても、日本政府はみずから国内にあるPCBを完全に処理しなければならぬ、そういう点での国としての、政府としてのお考えを最後に伺ひたい、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) 委員おっしゃられましたように、PCBの処理の責任につきましては、国内法制度の整備をお願いいたしまして、この整備を図ることが国が果たすべき責任であるというふうに考えております。

それで、事業者責任の原則のもとで、事業者に対しては一定期間内の処分という義務を、お願いを課した上で、国がそういった処理体制の整備にも一定の役割を担うということで、PCB廃棄物の処理を期限内に完了させたいというふうに考えております。

それから、POPs条約等についてもちよつとお触れになりましたけれども、現在、国といたしまして、化学法等で予防的な観点から、残留性が高い有害化学物質について、もしそれが新しい化学物質がそういうことであると判明いたしましたら製造・使用禁止するというような対策がとり得ることになっております。このほかに、化学物質のモニタリングですとか、PRTTR法ですとか、環境ホルモンにつきましても調査研究等も進めておりまして、これからも新しい知見を化学法等の現行の諸制度の運用に十分に反映させることに

よつて、予防的見地に立った化学物質対策を進めてまいりたいと考えております。  
以上でございます。

○堀利和君 終わります。

○岩佐恵美君 前回の質疑で、民間の福祉施設などで交換したPCB入りの蛍光灯の安定器などの保管について、メーカーが引き取つてきちつと対応すべきだ、こういうことで求めましたけれども、風間副大臣は、コストが大変なので義務化は困難である、そう述べられました。しかし、処理完了まで十五年かかる計画でございます。保管についての報告を義務づけるだけでは紛失の危険はなくならないと思ひます。特に、中小企業に対するきめ細かい対応が必要です。廃棄してしまつた場合には、個人が物置などに保管している例もあります。こういうものを個人任せにしておいていいのか、これが大きな今問題だと思ひます。

六月七日の当委員会の質疑で、細見参考人は、中小企業者などが保管するものが大事なポイントであり、支援策と実態把握が必要、そう述べました。私も、まず実態をつかんで、その上で対応策を考える必要があるというふうに思ひますが、副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(風間昶君) 六月五日の御質問に際しては、今先生がおっしゃつたように、コストの部分とそれから三十年までさかのぼつての責任週及についてはなかなか困難であるというふうに答弁をさせていただきました。

だからこそということでこの二法を出させていただいて、事業団を中心にしてやつていただきたいということでお話をさせていただいたわけでありまして、今の問題でございますけれども、先ほど来議論になっておりますように、昨年の十一月の閣議了解に基づいて、PCB使用安定器の部分については、器具の範囲、安全対策、それから保管の方法に関して、環境省はホームページを活用させていただきまして情報をきちつと提供も行つてい

るのも御理解をいただけるかと思ひます。それは

中身はともかく。  
同時に、この特別措置法におきましては、いわゆる排出事業者責任の原則できちつと安定器を含めた廃棄物の保管、処理の状況を、学校は学校の管理者、施設は施設の管理者が府県の知事に届け出るということ義務づけておるわけでございます。また、そういった事業者に対して府県の方が報告の聞き取り、そして場合によっては立入検査というところまでの措置もできるようにさせていただいておまして、そういう意味では、PCB使用安定器の状況につきましては今まで以上に

より詳細な把握が可能となるというふうに考えているところでございます。

今後、いわゆる安定器について保管をきちつとさせていただくことについてのきめ細かな指導ももちろんやつていかなければならぬし、そのことについてもさらに進めてまいりたいというふうに思つております。

今、中小企業者に対する支援というお話でございますが、ですから、そういう意味できちつと保管の状況を把握をまずさせていただくということが大事なポイントかなというふうに思つてい

るところでございます。  
○岩佐恵美君 家電製品も七二年以前のものについてはPCBを含む部品が使われていました。今、家庭に残つているものは少ないと思ひますけれども、古いものについてはどう対応しているのでしょうか。経済産業省に伺ひたいと思ひます。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたします。  
一九七二年三月に、当時通産省でございましたが、電子機械工業会等に対し、トランス、コンデンサー等の部品にPCBを使用した電気機器の生産を中止するよう要請をしております。これを受けまして家電メーカーは、遅くとも同年の九月一日までにPCB使用部品を用いた家電製品の生産を中止しているところでございます。  
また、翌年の一九七三年八月には、電子機械工業会に対し、当時の通産省と当時の厚生省から、

PCB使用部品を含む家電製品が廃棄された場合における環境汚染の防止に万全を期するとの観点から、PCB使用部品を含む廃家電製品の処理に当たつては、市町村の処理に家電メーカーが協力するよう要請しております。

具体的に申し上げますと、家電メーカーは市町村に対しPCB使用部品を使用した家電製品の型番等必要な情報を提供する、それから市町村が収集した廃家電製品につきましても、メーカーによるPCB使用部品の取り外し及び保管等について協力を行つてきてい

るところでございます。  
おっしゃるとおり、最近では数が大変少なくなつております。  
○岩佐恵美君 副大臣、今説明があつたように、七三年当時には厚生省と通産省の通達で、市町村が収集した廃家電製品についてメーカーにPCB使用部品の取り外しと保管を要請をする。そして、産廃の家電製品についてもメーカーに協力を求めるということをやつてい

るんで、  
今回問題になつてい

る蛍光灯の安定器などについても、私はメーカーに協力を求めるということではできるといふふうに思ひますけれども、その点いかがでしょうか。  
○副大臣(風間昶君) おっしゃるよう

に、一般家庭用の蛍光灯につきましては、市町村で処理がなかなか困難であるということからメーカーに協力を要請してきたというのは、三十年前近くのところから始まつていることも承知しております。  
ただ、今先生がおっしゃつたように、業務用あるいは施設における照明器具については、これは今回の法案でも述べられてい



だける方々、事業者でしようけれども、情報提供をしてくださいということを経済産業省を通じてメーカーさんに協力していただきたいということをお願いしているところでございます。

安定器の製造メーカーというのは、現在、三十社近くまでございますが、極めて小さな事業形態でございますから、もう中小の小、そんなことを言うと怒られるけれども小に近い中小メーカーでございますので、こういった方々に保管をぜひお願いしたいということで適正保管が可能かどうかということもございまして、現実的にはなかなかメーカーの方々に保管をきちっとさせていくということについてはやや困難があるかなというふうに思っています。

○岩佐恵美君 私、せつかく七三年にこういう通達が出ているわけですし、蛍光灯について考えた場合、安定器の製造メーカーは小さいかもしれないけれども、大体蛍光灯の器具というのはかなり大きな家電メーカーですし、そういうことを考えて、メーカーにやりなさいという義務づけまではいかないですけれども、この通達でも産業廃棄物についても協力を求めるということをしていくわけですから、積極的にその点は努力をしていくべきだというふうに思います。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、資源循環型社会形成推進法、これは製品の製造・販売事業者に対して廃棄物となった製品の引き取りなどの責務を掲げているわけです。国はそのための措置を講ずるとしているわけです。PCBについてはこれは処理困難物です。ですから、まさに製造・販売事業者が果たすべき役割というのは重要であるというふうに思っています。

小さな蛍光灯の安定器のように一般のごみとして出されてしまう、そういうおそれが強いもの、あるいは廃棄してしまつた場合、特に紛失、漏出、こういうおそれが大きいものについては、製造・販売事業者の協力を得て早期に回収する、そういう対策を検討すべきだというふうに思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 委員おっしゃられますように、適正な処理ができるようになるまでの間、保管がきちんとされることは重要なことだというふうに思います。

特別措置法では、保管、処理について届け出というところになっておりますので、それにより実態の把握に努めるということがございます。それから、メーカーの御協力もいただきまして事業者に対してPCB使用安定器についての情報提供を行うということによりまして、適正保管が行われるように十分に周知をして、紛失の防止を図ることをやっていきたいと思っております。

一番重要なことは、高圧トランス・コンデンサーとあわせまして一刻も早く処理ができるようにすることございまして、法案の施行によりまして処理体制の整備ができますよう、整備に最大の努力をしてまいりたいと存じます。

○岩佐恵美君 大臣、メーカーからの情報の提供は、もうこれは当然だと思っておりますけれども、さつきから議論しているように、例えば七三年当時は廃家電製品からのメーカーによるPCB使用部分の取り外し及び保管、あるいは産廃についても同じようにその使用部分を含む廃家電製品に関する対策等についてメーカーに協力を依頼しているわけですね。私は、そういう部分もひつくるめてきちつとやっていく必要がある、何かそこそこを避ける必要は全然ないというふうに思うんです。

情報の提供だけじゃこれはしょうがないんで、取り外しだとか後の保管の仕方だとか、メーカーにきちつと行って、そこところはちゃんと面倒を見てくださいますよという協力の依頼ぐらいできるというふうに思うんですね。その点、改めてちよつと、今答弁の中で落ちておりましたので、大臣でも副大臣でも結構ですけれども、ちよつと御答弁いただきたいと思っております。

○副大臣(風間昶君) 先ほどからメーカーには強力に要請を、強力な、強い意味での強力なこと、御協力の協力の協力要請をさせていただきます。

いているところございまして、いずれにしましても、単なる情報提供だけでなく、ある意味では強制的なこともいけません、こういうことは大変なことですよという意味合いも含めての御協力を要請しているところでございます。

先ほどちよつと触れさせていただきましたが、安定器を含めて、メーカーは小に近い中小企業の方で、蛍光管もそうですけれども安定器も、例えば何々という大きなメーカーの名前になっていきますけれども、つくっているところはもつと小さな小さなところなものですから、現在存在しないというところも実はございまして、なかなかその部分まで追っかけて追っかけていくということ、やらなきゃならないことではございませぬけれども、したがって、今現存しているメーカーの方々に対してはぜひ御協力をお願いしているところでございます。

○岩佐恵美君 POPs条約ではPCBなどの処理の目標を二〇二五年としております。日本では二〇一五年に前倒しをしているわけですけれども、使用中のものについて安全の確保と早期使用廃止に取り組み、これも先ほどから議論されているところですが、そういう必要がございまして、PCBを使用している機器の使用状況あるいは交換計画などの把握、こうした対策をきちつとやっていくべきだと思っておりますが、大臣の御決意をお聞かせください。

○国務大臣(川口順子君) PCBを使用している製品の量でございますけれども、これは廃棄物となりますときに、PCB廃棄物の発生量の見込みという形で、都道府県が定めるPCB廃棄物処理計画の中に入ってくることとなります。それで、都道府県がPCB廃棄物処理計画を定める際におきまして、交換の時期も含めて廃棄の見通しについて都道府県が情報を得ることが必要でございますので、都道府県が事業者の協力を得ることができるよう、環境大臣が事業所管大臣に協力を要請できるということが十三条において定められているわけでございます。

したがって、使用中の製品も視野に入れてPCBの廃棄物の処理が確実かつ適正に行われる体系となっておりますので、環境省といたしましても、事業所管大臣の御協力をいただきまして、この法律の適正な運用、円滑な実施に努めてまいりたいと思っております。

○岩佐恵美君 これまで廃棄物問題では、最終処分場からの汚水や焼却炉などの排ガスなど、周辺に被害を与え続け、住民からの訴えに対してもなかなか行政は対応せず、汚染データなどを隠し続けてきました。

住民はひどい被害を受け続けた上に、独自の調査など大変な苦勞を強いられ続けています。住民が強く不安に思うのは私は当然だと思います。これまで処理できなかったことを住民のせいにはできないと思います。今までのやり方をきちつと反省して抜本的に改めるべき、そうでなければ、私は新しい法律をつくっても同じことを繰り返す、そういうおそれが強いと思っております。大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 廃棄物の処理施設を設置いたします際に、十分に情報を公開いたしました、住民の方の意見を踏まえながら地域の生活環境の保全を行っていく、生活環境の保全に配慮をしたような施設の確保を図ることが大変重要だと思っております。

それで、平成九年の廃棄物処理法改正におきましては、廃棄物の焼却施設それから最終処分につきましては、設置の手續の透明性を確保するという観点から、都道府県による設置許可の申請書や施設の計画等の告示縦覧、関係住民等の意見の聴取の手續を定めまして、住民参加型の施設設置の手續といたしました。

PCB廃棄物の処理施設につきましては、高温の焼却処理施設だけではなくて、化学的な処理を行う施設につきましても同じ扱いをするべく、政令改正を含めまして必要な見直しを行ってまいりたいと思っております。

また、環境事業団によるPCB廃棄物の処理に

対しまず情報公開につきましては、政令で求められる以上により積極的に行いますように環境事業団に指示をすることといたしまして、それ以外のものによるPCBの処理につきましては、その際の情報公開につきましては適切に行われるよう指導をいたしてまいりたいと考えております。

○岩佐恵美君 住民参加、情報公開など、自治体住民と話し合う姿勢が欠かせないはずで、ところが、環境事業団法改正案にはそうした規定が全くありません。事業団が最初に処理施設を建設しようとしている北九州市でも、住民にとっては寝耳に水でした。住民と話し合いをしないまま市長が計画準備に同意をいたしました。そういうことで、行政への不信が非常に強くなって、いろいろトラブルが起こっているわけです。

これまで民間ではできなかった、だから今度は国の事業で押しつけるということになるなら、これは私ほとんでもない話だと思えます。住民合意、情報公開、厳格な環境アセスメント、第三者機関によるチェック、こういうことが不可欠だと思えます。決してトップダウン方式でやるべきではないというふうに思いますが、副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(風間昶君) おっしゃるとおりでございます。本当におっしゃるとおりでございます。

PCB廃棄物の処理施設の設置に当たっては、早い段階から、関係する自治体だけではなくて、むしろそこに住んでいらっしゃる方々、住民の意向というかお考えを十分聞いていくということについては大変重要なことだと思っております。

そういう意味では、環境事業団を活用して全国に拠点のPCB処理施設をつくっていく場合においても、自治体の御協力をいただきながら、あわせて地元住民の皆さん方に対しても、情報公開をするだけじゃなくて、御参加を願っていただくようにしていかなきゃならないというふうに思っております。

一方、学術的というか、専門科学的に事業団の方も委員会を設置して、地元の意向を確認しながら、その都度情報公開をしながら進めていくというところでございまして、それについても今大臣からもお話がありましたように、事業団の方にきちつとそこところはやっていただくようにしていくということでございます。

いずれにしても、いかに住民の皆様方の意向が反映されるかということが大事な視点であると思えます。それから、そういう意味で、処理施設を決める、それから決められた後の運転、それからそれについての安全管理、すべて情報公開をしていく必要があると思えますし、住民の御意向を重んじていくという考え方に立っていきたいと思っております。

○岩佐恵美君 とにかく、行政の押しつけ姿勢が住民の不信を招いている、このことを真剣に反省すべきだと思います。焼却施設では同意が得られないから今度は化学処理施設だということになると、焼却より今回の施設は工程が複雑です。費用もかなりかかる。そういう事業を行う環境事業団ですが、焼却施設の建設譲渡事業の実績はあるんですが、PCBの化学処理施設についてはみずからやった実績はありません。建設も運転も開発企業に委託をせざるを得ないということですね。

事業団として、化学処理で一切環境に有害物質が出ないと保障できるのでしょうか。簡単に、どうかということだけお答えいただきたいと思えます。

○副大臣(風間昶君) 一〇〇%できるとはなかなか難しい、一〇〇%に限りなく近づけてやるようにしたいというふうに思っています。

○岩佐恵美君 化学処理に幾つかの処理技術があるわけですが、その一つのアルカリ触媒分解法のPCB処理施設を開発した荏原製作所に行きました。説明を伺ったんですけど、約一〇%の濃度のPCBが〇・〇五ppmまで落とせる、減らせるという。だけれども、これまで実際に処理したのは組成がはっきりしている社内のトランス油だけで、一度に処理できる量は百キログラム程度ということでした。実際には、不純物が

入っているものなど多種多様なものを処理しなければならぬし、一定の排ガスや排水も出るということですね。汚染について問題ないといっても、例えば荏原については、藤沢市で焼却炉から高濃度のダイオキシンを川に垂れ流した前歴があります。

未知の技術を使う施設については、先ほどから話があるように情報公開及び第三者による徹底的な管理あるいは検証が必要だと思えます。その点、繰り返しにならないように、ちよつと簡潔に、今の情報公開及び第三者による徹底的な管理、検証、その問題についてどうお考えか、大臣に伺いたいと思えます。

○国務大臣(川口順子君) 委員が繰り返し強調していらつしやいますように、情報公開というのは極めて重要であると私も考えております。このために、PCBの化学的処理を行う施設につきましても、細かく言いますと、政令改正を行うことによって、焼却処理施設や最終処分場と同様に、維持管理の状況についての記録を施設設置者が地域住民の関係者に対して閲覧をさせるということとしたいと考えております。それから、先ほど申しましたように、環境事業団の施設につきましても、これらのデータにつきまして、政令改正で求められていること以上のより積極的な情報公開を住民に対して行うように指示をしたいと考えております。

このことに加えまして、環境事業団の施設につきましては専門家の委員会を検討を行いまして、モニタリングの方法や運転管理に当たつての安全性を確保することを図り、それから施設稼働後の環境モニタリングや運転管理の結果につきましても検証、評価をする体制をとることにいたしております。

このようなことを行いながら、情報公開あるいは専門家による検証、評価を通じた安全性の確保が行われるように万全を期していきたいと考えております。

○岩佐恵美君 トランスなどを解体しオイルを抜き取り、容器や紙その他を分別して洗浄するわけですが、その間にオイルがこぼれたり作業員などに付着したり蒸発するなどの懸念があります。現場に行つてその話を伺いましたし、またこの間の参考人質疑でも、一番問題になるのは前処理だという指摘がありました。その対策について、時間も限られてきましたので簡単に御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人(岡澤和好君) 大変、前処理が汚染の重要なポイントになると思うような御指摘、そのとおりだと思います。運転に当たつての安全性確保のために、先ほどから何回も申し上げます事業団につくります専門家の会合の中で作業の安全性を含めて検討してまいりたいと思えます。

○岩佐恵美君 私は、特に作業員の安全性の確保が重要だと思っております。これまでも高濃度のダイオキシンの汚染を引き起こした大阪能勢町の豊能の美化センター、ここで焼却炉の解体工事にかかわつた労働者が、危険は何も知らされずに作業を行つてダイオキシンの汚染されるといふ重大な問題が起きました。再発を防止するためにどのような措置をとつたのでしょうか。

○副大臣(南野知恵子君) 庶民のそばにいらっしゃる政治家としての先生のモットーが、まさにこういう観点のところにあるのかなというふうに思っております。

厚生労働省といたしましては、平成十三年の四月に労働安全衛生規則の一部を改正させていただきました。廃棄物焼却施設の解体事業に従事する労働者のダイオキシン類による被曝を防止するという対策でございますが、三つございまして、一つは解体事業に従事する労働者への教育、これは特別教育でございます。働く方々に知識を持ってもらいたい、その部分が一つございまして、さらに二番目といたしましては、解体工事前の付着物の除去、これにまた発散源となりますものについては湿らせていく、いわゆる湿潤化による発散の防止というふうな対策も講じさせていただきま

す。



す。さらに三つ目でございますが、ダイオキシンの測定とその結果に基づく適正な防護具というものを装着していただくということなどを義務づけたところでございます。

厚生労働省としましては、これらの措置を厳重に守っていただく、それを徹底していただくということでお願ひしてまいりたいと思っております。

○岩佐恵美君 能勢の作業員の場合、平均で通常の方の二十倍から三十倍のダイオキシンが検出されました。三十五名の労働者でしたけれども、最高の方の場合に五千三百八十ピコグラムという高濃度のダイオキシン汚染が判明して、大変みんな大きなショックを受けました。このときは、労働省のアドバイスで会社が事前に作業員の作業前の血液と作業後の血液の検査を行ったので解体作業によるこういう汚染実態がわかったわけです。

私は、昨年の八月九日の国土・環境委員会でこの問題を取り上げまして、作業前と後の血液検査及び健康調査を義務づけることが必要だということに提案したんですけれども、今回の通達には入っていないんです。なぜなのかということを知りたいと思います。

○副大臣(南野知恵子君) ダイオキシンの対策ということにつきましては、先生御存じのように被曝を防止するということであり、その血液の問題でございますが、先ほども申しましたように、被曝防止という形で、ちょっと遠いからごらんになりにくいですが、こういう嚴重な装備の防護具をつけながらかわるといことが一点でございます。(資料を示す)

さらに、血液の検査におきましては、もう本場にどのくらいの数の項目の検査に及ぶかということも数えられないくらい大きな作業をするということでございますが、これもサンプリングなどをとりましてさせていただいておりますけれども、でも一般の方とそれほど変わりはないというように結果が出されております。

さらに、特定の場所における問題点につきまして

ては、炉の問題がほかと多少違った大きな課題を持つている作業場であったかなというふうにも思っておりますので、これらについてはいろいろな措置をとっていくことによつて、先ほどの防護具をとっていくことによつて防止されるものといふことは確信いたしております。

○岩佐恵美君 参考人質疑で、酒井参考人と立川参考人が、PCBの前処理段階での対応が、対策が特に重要だと指摘をされました。立川参考人は、外部への漏出は建屋である程度防止できて、作業員は高濃度の環境の中で作業することになるので十分な配慮が必要、作業前後の生化学検査を行う必要がある、そのためのマニュアル化が必要と指摘をされました。

PCBの処理についても、労働安全衛生法令に安全対策を盛り込んで作業前後の検査を義務づける、これは私は本場に必要だと思っております。ちょっと事務方さんからの説明を伺ったときに、血液の検出がされたとしても、どの程度の濃度かどうかという健康被害を起すかという因果関係がわかりません。でも、因果関係がわからないから、だから汚染の実態を調査しないということには私はあつてはならないことだと思っております。

ですから、今回はPCB、能勢はダイオキシンですが、それと似たようなPCBの処理にかかわる問題なんですね。ですから、私は、今回の労働省の通達は一般的にそういう通達になったんでしようけれども、いずれにしても、この問題については検討をきちつとしていただきたいと思います。ということで、きょうは副大臣に直接お願ひをしたいと思います。というふうには思っているんですが、その点いかがでしょうか。

○副大臣(南野知恵子君) 先生おっしゃるとおりでございますが、我々にとりましても特定化学物質障害を予防し、規則におきまして、PCBを取り扱う労働者、働く方々に対しては皮膚の障害だとかまたは肝臓障害、PCBに対する特殊健康診断を事業者が義務づけたところでございます。先

生の御懸念もひとつそこで少しは軽くなつてくるのかなというふうには思いますが、血液中のPCBの濃度検査につきましては義務づけられてはいないのですけれども、現在の特殊健康診断によつてPCBによる健康影響の把握ができるものといふふうにも考えております。

現時点では、血液中のPCB濃度検査を義務づける必要はないという観点に一応立つてはおりませけれども、PCB処理業務が今後本格化すると見込まれてくる状況が今発生しておりますことから、厚生労働省としまして、PCB処理業務に従事する労働者の方々の健康への影響を今後とも医学的知見を踏まえて検討してまいりたいと思っております。そのためには、環境行政とも密接な関係を持つものでございますので、川口大臣、風間副大臣ともども、我々お話をさせていただきながら取り組んでいこうと思っております。

○岩佐恵美君 最後になりますが、事業団の建設譲渡事業の一つ、集団移転事業について伺います。

住宅地にある工場の騒音公害などを防止するため、集団移転する企業団地を事業団が建設して中小企業の組合に譲渡する事業です。この二十年間で百七十二事業が実施され、千四百二十四社の中小企業が参加をしていますが、組合と事業団との約定金利は五・五%から六%と余りにも高い。不況のもとでその返済に苦勞しています。

東京大田区の場合、四%を超える金利の事業が十三事業あり、九十五社が参加をしております。この大不況のもとで、中小企業は受注の大幅減少、単価の切り下げなどで資金繰りに四苦八苦しています。パブル期に設定された事業団の高金利を払えというのは、本場に中小企業にとってはつづぶれろと言わんばかりだということで悲鳴が上がっています。私は、この金利を三%以下に引き下げるべきだと思っております。

もう一つの問題ですけれども、連帯保証です。各事業ごとに組合員全体の連帯保証が課されてい

ます。この大不況で倒産が相次ぎ、その分を他の企業が負担しなければならぬため、残った企業も重大な局面に立たされています。

例えば、大田区の城南地区で、十一組合で六社も撤退して、その分を組合が肩がわりさせられています。このままでは連鎖倒産のおそれもあります。連帯保証の取り扱いを検討すべきです。この二点について、あわせて伺いたいと思っております。

○政府参考人(中川雅治君) ただいま二つ御指摘いただきました。

まず、金利減免措置についてでございますが、環境事業団の行っております建設譲渡事業は、事業団の持っている施設整備のノウハウを活用することにも、民間では提供できない長期固定の資金を融通することによりまして、環境政策を実現しようとするものでございます。その際、供与しております金利は国の信用によつてその時点における最も低い金利を適用しているものでございます。また、長期固定による金融におきましては、その後の金利変動にかかわらず当初の金利を維持することが原則でございます。

しかしながら、長引く景気の低迷等によりまして、平成七年度より、極めて異例の措置といたしまして、政府系金融機関が中小企業対策の一環として、償還金利が五%を超えるものにつきまして、各機関の損失分につきまして、予算措置をもつて補てんしているところでございます。環境事業団におきましても、その措置の一環として金利減免をしております。

それで、三%以下に金利を下げるべきではないかという御指摘でございますが、それによつて当然損失が環境事業団の方に生ずるわけでございますが、その損失につきましては、結局、国民全体の負担によらざるを得ないものでございます。特定事業者に対する金利の軽減につきましては、どこまで国民全体の負担で行うことが適当なのかという観点や政府の中小企業対策全体の見

地に立つて判断すべき問題であると考えております。

それから、債権分割についての御指摘をいただきました。また、御指摘の連帯保証制度でございますけれども、償還確実性を高めるとともに、組合間の連携の強化による経営の安定等に資しているということで連帯保証制度がございます。したがって、この連帯保証制度のもとにおきましては、組合の参加企業が何らかの要因で不幸にも倒産などをした場合には、速やかに企業の入れかえが実現するように関係者において努力しているわけでございますが、なお入れかえ企業が見つからない場合におきましては、一義的には他の組合員の負担によって償還をしていただくのが原則でございます。

しかし、近年の経済情勢の悪化の中で、連帯保証の追求がかえって健全な事業活動を続けている企業の経営を悪化させ、結果として全体の償還に支障を来す場合もあると考えられるわけでございます。したがって、債権分割という手法も選択肢の一つとしながら、各組合員の経営状況を踏まえ、適切な償還が図られるような対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○岩佐恵美君 ちよつと時間がなくなつたんですが、大臣、今の金利引き下げの問題ですけれども、四日の決算委員会で経済産業大臣は、必要ならば環境省と連携を図っていききたい、そういう答弁があります。国の公害対策に協力した事業ですら環境省としても積極的に経済産業省や財務省とよく相談をして取り組んでいただきたいということをお願いして、一言御答弁いただければと思います。

○国務大臣(川口順子君) 今後とも、事業団の制度運用の中でできる限りの対応をいたしますというところ、必要がございましたら、どのようなことが可能か、経済産業省や財務省と相談をさせていただきますと考えております。

○岩佐恵美君 終わります。  
○中村敦夫君 PCB関連の質問は前回おおむね

行いましたので、きょうはテーマの別な、緊急な問題二つについて質問したいと思っております。最初は、福岡県久留米市の最終処分場建設問題についてです。

報道によりますと、福岡県久留米市で最終処分場の建設をめぐる久留米市当局と住民との間で紛争が起きてきているということですね。建設を強行しようとする当局に対して、七十歳を超える御老人など住民が座り込みをしているということですが、問題なのは、当局が住民を排除しようとした際に住民側に出ているということなんですけれども、環境省の担当者に答えたいだきいたんですが、この件についてどういう状況になっているのか、経過と現状を簡潔に説明していただきたい。

○政府参考人(岡澤和好君) 御指摘の久留米市の一般廃棄物最終処分場につきましては、平成十二年十月二十五日に久留米市から福岡県知事に対して、廃棄物処理法に基づく処理施設の設置の届け出が行われております。知事は平成十二年十二月二十四日に届け出内容が基準省令に適合するというふうな判断を下しております。現在、久留米市はこの処分場の建設に着手したところでございまして、平成十四年度中に竣工、十五年年度から埋め立てを開始する予定というふう聞いております。

なお、今先生からの御指摘がありましたように、地元におきましては地域住民による反対運動が行われておりまして、福岡地裁等において数本の訴訟が行われているというふうな状況であると承知しております。

○中村敦夫君 大臣にお聞きしたいんですけども、廃棄物処分場の建設をめぐる住民側には人が出るというような事態は異常なことだと私は思うんですけども、環境大臣として久留米市当局に、これはそういう事態にならないように粘り強く話し合うように助言すべきではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。  
○国務大臣(川口順子君) おっしゃられますよう

に、廃棄物処分場の設置につきましては、やはり地元の方の御理解というのが非常に大事でございます。まして、市民の理解が今以上に進みますように久留米市に努力をしてもらいたいというふうに考えております。

○中村敦夫君 大臣から助言するというおつもりはないんでしょうか。  
○国務大臣(川口順子君) 本件につきましては、私も地元自治体といろいろな分野、これに限らず常日ごろ密接に連携をとって仕事をさせていただいておられますので、その過程で環境省からも久留米市に対してはそういうことを今までも積極的に言ってきたと思っております。これからは地元の住民の方との理解が進むように努力をしてほしいということも伝えたいと思っております。

○中村敦夫君 今回の場合はちよつと事件でございますので、やはり具体的に環境大臣から一言助言をお願いしたいと思っております。  
次の問題に移ります。

これは福岡県筑賀市の最終処分場の問題についてです。  
福岡県筑賀市の民間廃棄物管理型最終処分場は容量約六・三万立方メートルとして八七年に営業を開始し、九一年に第二期の容量約九万立方メートルの増設が福岡県によって許可されたわけですが、その後、増設申請や許可の手續をしないままに増設許可の十三倍を超える百九十九万立方メートルのごみが違法に搬入、埋め立てされたことが明らかになったんです。

昨年の八月に市民団体が厚生省と環境庁に改善を要請した結果、福岡県は処分場へのごみ搬入を停止させて、廃棄物処理法違反容疑で業者を告発しました。しかし、処分場については九カ月にわたり現状のまま放置されてきました。業者の免許も取り消されてこなかったということなんです。そのため、六月四日に私と市民団体とで環境省に改めて改善要請に行くというふうに伝えました。そうすると、直前の六月一日になって福岡県が業者に営業許可を取り消す手続に入ることを伝えた

ということなんです。どうも県と業者の関係がどうなっているのか非常に怪しい。しかし、怪しいという問題ではなくて事態が非常に深刻な状況になっているわけなんです。

環境省の担当者にお聞きします。  
この処分場へ違法に搬入された約百九十九万立方メートルの膨大な量の廃棄物はそのまま埋められた状態で放置されているわけなんです。また、周辺の河川でダイオキシン類が検出されているというようなことで住民は処分場の安全性に非常な疑念を抱いています。一方、これまで福岡県は一切積極的な対応をしてこなかった経緯があるんです。このために環境省の果たす役割は非常に大きいと考えますが、環境省は福岡県に対し、遮水シートや浸出液処理施設の安全性を確認するための調査を早急に行うこと及び周辺環境の監視と保全に万全の措置をとるように強く求めるべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○政府参考人(岡澤和好君) 福岡県のキンキリンの処分場の問題につきましては、昨年の夏に中村先生からの御指摘もありまして、県と連絡をとりながら県の方に必要なアドバイスをさせていただいております。

地下水あるいは公共用水域の汚水の問題につきましては、その話し合いの結果を踏まえまして、福岡県におきまして五月一日付で遮水シートや浸出液処理施設の安全性を確保するための調査を行って、本年十月十五日までに報告するようにキンキリンに対して文書で指導をしたところでございます。福岡県が具体的に示した調査項目の中には、浸出液の周辺環境への影響を調べるための地下水調査なども含まれております。

また、福岡県自体といたしましても、この十三年度に木の芽川の河川水、周辺地下水等の周辺環境の監視を行う予定であるというふうに聞いておるところでございます。また、こうしたデータが出た段階で、福岡県としてはこの調査結果を県の技術検討委員会で検証した上で今後の必要な対策を検討するというふうにしておりますので、こう

した措置については環境省としても見守っていき  
たいというふうにご考えておるところでございます。

○中村敦夫君 ごみの堰堤についても安全性が疑  
問視されているんです。早急にボーリングなどで  
安全性の確認作業を行うべきだと考えているんで  
すけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(岡澤和好君) 堰堤の安全性に関し  
てでございますけれども、県の民間最終処分場技  
術検討委員会というところで検討した結果という  
ことですが、当面の話としては、埋立地の上面を  
応急的に覆土しても問題がない程度の構造上の安  
全性はあるというふうなことでございます。た  
だ、将来にわたってこの堰堤が崩れないか、安全  
かどうかということについてはボーリング調査を  
行う必要があるというふうな検討結果になってお  
ります。それを踏まえまして、県としてもキンキ  
クリンセンターに対しましてボーリング調査を  
行うような指導をしている、キンクリンの側  
も一応それに応じる姿勢を見せているというふう  
なことでございます。

こうした状況でございますので、とりあえずは  
対応を見守って県に対してまた必要な助言を行っ  
てまいりたいと考えております。

○中村敦夫君 安全性の調査とか情報公開とい  
うのはもう不可欠のものだと思います。それは急い  
でとかくやらなきゃいけないということがあり  
ますけれども、今度は具体的には対策も同時に進  
めなきゃいけないというふうにご考えているんで  
す。ごみの撤去それから堰堤の補強、河川や地下  
水への浸出防止などの抜本的な対策をとるべきだ  
と思っておりますけれども、そういうような準備に入  
りつつあるのか、入ろうとしているのかというこ  
とをお聞きしたいんです。

○政府参考人(岡澤和好君) 入りつつあるとい  
いますか、既に入っているといえますか、長期的に  
は処分場が周辺環境に影響を与えることのない状  
態にさせるための必要な対策というものを検討し  
ている。その前段階といたしまして、周辺の環境

調査とか堰堤の構造上の問題についての調査を今  
現在行っている、これから行おうとする状況で  
ございます。当然御存じのことだと思えますが、生  
活環境保全上の支障が生じればこれは事業者が措  
置命令を発令して、事業者がこれにに応じない場  
合には行政執行でみずから撤去等のことを行う  
ということになっていくわけでございます。

ただ、どういう形でその撤去なり補強なりをす  
るかということ、周辺状況あるいはその構造等  
を検討した上で詰めていかなきゃならないこと  
でございます。現在、福井県が技術検討委員会に  
諮って必要な対策を行う、どういう対策が必要か  
ということを検討しているというところでござい  
ますので、当面はその検討結果を待ちまして必要  
な対策を詰めていくということになると思いま  
す。

環境省としては、県の方針が定まりました、仮  
に行政執行を行うというふうな場合には、その  
内容に応じまして、その代執行に要した経費の一  
部を補助することを考えております。

○中村敦夫君 調査と対策、そしてもう一つきち  
んとした処分というものが必要だと思っております  
ね。環境省は、業者に対する処分業の許可取り消  
しを確実に執行させるとともに、業者の計画倒産  
などで現場が放置されることのないように、福井  
県に適切な助言と支援を行うべきじゃないかと考  
えますが、いかがですか。

○政府参考人(岡澤和好君) 廃棄物処理法に基づ  
く処分ということでは昨年の九月八日に廃掃法違  
反で刑事告発をしたわけでございますが、この件  
につきまして県の方と、当時は厚生省でござい  
ましたけれども、厚生省の方とで相談して行っ  
ているわけでございます。

今、先生からお話がありました業の許可の取り  
消し処分につきましては、県におきまして行政手  
続法に基づく聴聞を実施するなど、事業者に対す  
る行政処分を実施する準備が開始されていると  
ころでございます。これは許可の取り消しを行うこ  
とを前提にした手続でございます。今後こうし

た手続を通じまして適切な対応がなされるものと  
いうふうにご考えております。

今後とも、福井県において廃棄物処理法に基づ  
く適切な措置が講じられますように、私どもとし  
ても必要な助言あるいは支援を行ってまいりたい  
というふうにご考えております。

○中村敦夫君 この処分場にごみを搬入した自治  
体や事務組合というのは延べ二百九団体にも及ぶ  
ということなんですね。そのうち四十三団体が事  
前通知や現地確認なしで違法にごみを搬入してい  
たということでもないことが起きてきました。

そこで、環境省は、違法にごみを搬入していた  
四十三団体に対して、社会的責任という観点から  
対策費用の拠出を求めるということを考えてもい  
いと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(岡澤和好君) 廃棄物処理法に違反  
してキンクリンセンターにごみを搬入してい  
た市町村、事務組合の数は四十三ではないかと思  
いますが、この四十三市町村、事務組合に対しま  
しては、平成十二年、昨年の九月に、当時の厚生  
大臣名で地方自治法に基づく是正の指示を行うと  
ともに、そのことをすべての都道府県に通知いた  
しまして、同様の違反が今後生じないように周知  
したところでございます。

一般廃棄物の不適正処理が行われた場合の後始  
末でございますけれども、これは当然不適正処理  
を行った業者に原状回復をさせることが筋でござ  
います。その業者に資力がなない等の場合には、  
当該市域を行政区域とする教賀市が原状回復の代  
執行をできることになっておるわけでございます  
。したがって、このケースにおきまして  
は、代執行ができるのは教賀市ということになり  
ますので、教賀市が一義的に費用の負担を求めら  
れることになりました。

しかし、当然この四十三の市町村、事務組合に  
関しましては廃棄物処理法に違反して教賀市のキ  
ンクリンに廃棄物を持ち込んでいたという事  
実があるわけですので、そうした社会的責任があ  
るといふ観点から、教賀市がこの四十三の市町

村、事務組合に対して何らかの協力を求めること  
はあり得ることだというふうにご考えております。

○中村敦夫君 この一件は、民間処分場の違法操  
業を長期間、福井県が黙認していたという廃棄物  
行政の信頼を根幹から揺るがす問題であると思  
います。環境省はリーダーシップを発揮して、こ  
ういふ問題の抜本的な解決に取り組み、廃棄物行政  
の信頼を早急に回復すべきだと思えます。

環境大臣にお伺いしますけれども、こうした問  
題の解決に向けて環境大臣としての見解を示して  
いただきたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) まず、この教賀市の件  
につきましてはけれども、地元の方々が環境の  
汚染あるいは安全性ということを心配していらっ  
しやるということにつきましては承っております。ま  
ず、地元の県や市が十分な対応を行うことが必要  
であると考えております。

福井県では、問題の処分場につきまして、将来  
にわたる安全性を検討いたしまして、必要な措置  
を講ずるために専門家の委員会をつくって、調査  
あるいはその結果を踏まえての対策についての検  
討を行っているというところでございまして、事業  
者に対する行政処分を行う方針である、これは事  
業許可の取り消しでございますけれども、行う方  
針であるというふうには私は承知をいたしております。

一般的に、対策が確実に行われて、廃棄物処分  
場が安全で、またその地域の方に不安のないよう  
な、環境汚染のないような運用、運営がございま  
すように、必要な助言は環境省といたしましてやっ  
ていきたいと考えております。

○中村敦夫君 終わります。

○委員長(吉川春子君) この際、委員の異動につ  
いて御報告いたします。

本日、福本潤一さんが委員を辞任され、その補  
欠として大森礼子さんが選任されました。

○委員長(吉川春子君) 他に御発言もなければ、

両案に対する質疑は終局したものと認めます。  
環境事業団法の一部を改正する法律案の修正について福山哲郎さんから発言を求められておりますので、この際、これを許します。福山哲郎さん。

○福山哲郎君 私は、環境事業団法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表し、修正の動議を提出いたします。

まず、その趣旨を御説明申し上げます。  
特殊法人については、その見直し議論が高まっております。そのような状況においては、民間や地方公共団体が実施可能な事業については、極力それらの活用を図り、特殊法人が行う事業は真に政府でしか行うことができないものに限定すべきであります。

こうした観点から、環境事業団についても、これまで行ってきた事業についても見直す必要があると考えます。同事業団の建設譲渡事業は、公害の防止等さまざまな観点からこれまで行われてまいりましたが、現在では民間や地方公共団体でも十分に行うことが可能であるばかりではなく、特殊法人がどうしても行わなければならない種類の事業ではありません。  
今回の環境事業団法の改正では、自然公園の施設設置・譲渡事業の削除にとどまり、他の譲渡事業は継続して実施することとしており、極めて十分な内容となっております。

そこで、同事業団の行う事業を、環境保全の観点から真に必要とされるPCB処理事業や地球環境基金などに限定し、建設譲渡事業のすべてを廃止する内容の修正案を提出する次第です。

次に、その内容を御説明申し上げます。  
環境事業団の業務のうち、集団設置建物建設譲渡事業、共同福利施設建設譲渡事業、大気汚染対策緑地建設譲渡事業、地球温暖化対策緑地建設譲渡事業及び産業廃棄物処理施設、一体緑地建設譲渡事業は、これを廃止し、それに伴う経過措置等所要の規定を設けております。  
なお、修正案の案文は、お手元に配付したとお

りであります。  
以上であります。  
何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川春子君) これより両案並びに修正案についての討論に入ります。  
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○岩佐恵美君 私は、日本共産党を代表して、環境事業団法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

第一に、環境事業団のPCB廃棄物処理事業は、PCB製造・使用事業者みずからの処理責任をあいまいにするからです。国の果たすべき役割は、事業者がきちんと責任をとらせ、安全性についての規制、監視をすることであって、事業者にかわって処理施設整備に税金を使うことではないはずで

第二に、環境事業団にはPCB廃棄物の化学処理の実績もノウハウもなく、安全性の確保に疑問があります。しかも、本法案には、PCB処理施設の設置に関し住民参加や情報公開の規定が全くありません。国の事業を大義名分にして強引にPCB処理事業を推進する危険があります。  
中小企業へのPCB廃棄物処理費用に対する助成事業には賛成ですが、環境事業団によるPCB処理事業には賛成できません。

また、事業団債権の発行に伴う措置は、事実上財政投融資を解体に導く財政改革の具体化であり、反対です。自治体などに対する債権を信託会社の商品に供する仕組みは適切ではありません。  
以上の理由で、環境事業団法改正案には反対です。

民主党の修正案については、事業団の建設譲渡事業には中小企業の公害防止事業もあるため、全廃することには同意できません。  
以上、反対討論を終わります。  
○委員長(吉川春子君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。  
まず、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案の採決を行います。  
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(吉川春子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

福山哲郎さんから発言を求められておりますので、これを許します。福山哲郎さん。

○福山哲郎君 私は、ただいま可決されましたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及びさきがけ環境会議の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。  
案文を朗読いたします。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)  
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。  
一、ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の処理については、期間内における処分が適正かつ的確に達成されるよう努めること。

二、これまでのPCB廃棄物処理施設の立地が進まなかった経緯を踏まえ、設置が予定される地域住民等とのリスクコミュニケーションを実施するなどその処理事業者の指導に努めるとともに、施設の設置・運営コストの抑制に十分配慮すること。また廃棄物処理の監視方法等を検討するため、学識経験者、NGO等も含め、地元の意向を踏まえつつ、必要な機関を設置するよう努めること。

三、処理施設の運転状況及び周辺環境への影響等を勘案して、有害な副生成物質を含めた排出等の調査を実施し、それにより得られた情報を幅広くかつ速やかに公開するとともに、

施設の従業員や周辺住民の健康管理さらには暴露事故対策に十分配慮すること。  
四、PCB廃棄物の収集、運搬に当たって、廃コンデンサ等の耐久性を踏まえて、その安全性が十分確保されるよう細心の注意を払うとともに、その運搬等に際して万が一PCBが漏れた場合の対策及び対応策につき、十分な検討を行っておくこと。

五、現在まで適切な処理がなされず、不明・紛失しているPCB廃棄物について、早急に実態調査を行い、その調査結果を公表するとともに、引き続き廃棄物の不法投棄の根絶に万全を尽くすこと。

六、都道府県が行うPCB使用製品の把握及びその早期処分の促進を図られるよう努めるとともに、国民へのPCB廃棄物等に係る情報の周知徹底を図ること。

七、PCB以外で製造中止となっているDDT、CNP等の有害化学物質に係る貯蔵の実態等を調査するとともに、速やかにそれらの適正処理の推進、拡散の防止等についての必要な措置を講ずること。

八、工場跡地等におけるPCBその他有害物質による土壌汚染事例が増加していることにかんがみ、土壌汚染防止に関する法制度を早急に検討すること。

九、カネミ油症患者についての効果的な治療方法の確立に努めるとともに、被害者に対する支援策の充実を図ること。  
十、PCB汚染が海洋哺乳動物類等に深刻な影響を与え、地球的規模の汚染に拡大していることにかんがみ、生物多様性の保全に配慮した汚染防止対策に努めること。

右決議する。  
以上でございます。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。  
○委員長(吉川春子君) ただいま福山哲郎さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川春子君) 全会一致と認めます。よって、福山哲郎さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、川口環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。川口環境大臣。

○国務大臣(川口順子君) ただいま御決議のごさいました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(吉川春子君) 次に、環境事業団法の一部を改正する法律案について採決に入ります。まず、福山さん提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川春子君) 少数と認めます。よって、福山さん提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川春子君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

福山哲郎さんから発言を求められておりますので、これを許します。福山哲郎さん。

○福山哲郎君 私は、ただいま可決されました環境事業団法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

環境事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、環境事業団が新たに行うこととなるポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という)廃棄物処理事業の実施に当たっては、PFIの導入を含め、民間事業者を活用し、効率的な手法を導入するなど施設設置コスト及び処理コストの削減に十分留意しつつ、期間内処理が確実に達成されるよう努めること。また同事業の最終処理に至るまでの全体的な管理システム及び事業全体の監視・評価システムを構築するよう努力すること。

二、「PCB廃棄物処理基金」の設置・運営に当たっては、国及び都道府県が積極的に関与するよう図るとともに、PCB製造事業者及びPCB使用製品製造事業者の基金に対する出えんなどについても積極的な協力が得られるよう努めること。

三、環境事業団の行う事業について、国が行うことが適切な事業に限定するよう事業範囲の見直しを行うとともに、事業運営について透明性を確保するよう努めること。

四、地域住民の理解と協力の下で、PCB廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、廃棄物に関する研究・研修施設の設置、輸送インフラの整備及び周辺環境整備等の一連の関連事業も一体的に整備するよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(吉川春子君) ただいま福山哲郎さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川春子君) 多数と認めます。よって、福山哲郎さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、川口環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許し

ます。川口環境大臣。

○国務大臣(川口順子君) ただいま御決議のごさいました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力をいたす所存でございます。

○委員長(吉川春子君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉川春子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(吉川春子君) 速記を起こしてください。

○委員長(吉川春子君) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院環境委員長五島正規さんから趣旨説明を聴取いたします。五島環境委員長。

○衆議院議員(五島正規君) ただいま議題となりました特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

近年、人類共通の課題となつてきているオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることから、オゾン層を破壊したものは地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制することが喫緊の課題となつております。

こうしたことから、本案は、フロン類の大气中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンデিশヨナーからのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、業務用冷凍空調機器及び自動車用エアコンデিশヨナーに使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じようとするものであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収・破壊のための措置を講じ、人類の福祉に貢献すること等を目的としております。

第二に、この法律の対象物質であるフロン類は、CFC、HCFC及びHFCの三種のフロンとします。また、この法律の対象機器は、第一種特定製品を業務用冷凍空調機器とし、第二種特定製品をカーエアコンとしております。

第三に、フロン類の回収・破壊に関する事項について指針を定めるとともに、事業者、製造業者、国民、国、地方公共団体の責務を定めることとしております。

第四に、業務用冷凍空調機器からフロン類を回収する業者、つまり第一種フロン類回収業者は都道府県知事の登録を受けることとしております。

第一種フロン類回収業者には、回収の基準の遵守等の義務を課し、都道府県知事は、必要な指導、助言、勧告、命令をすることができることとしております。

第五に、廃車しようとする自動車ユーザーに対する窓口として、第二種特定製品引取業者は都道府県知事の登録を受けることとしております。この第二種特定製品引取業者は、カーエアコンを自動車ユーザーから引き取り、自動車フロン類管理書を添付して第二種フロン類回収業者に引き渡すことで、不正請求防止のための重要な役割を果たすこととなります。

また、第二種特定製品引取業者からカーエアコンを引き取りフロン類を回収する業者は、第二種フロン類回収業者として都道府県知事の登録を受けることとしております。

さらに、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者には、フロン類の運搬または回収の

基準の遵守等の義務を課し、都道府県知事は、必要な指導、助言、勧告、命令をすることができるとしてあります。

第六に、特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を行うおとする業者は、主務大臣の許可を受けることとしてあります。

また、フロン類破壊業者には、破壊の基準に従ってフロン類を破壊する等の義務を課し、主務大臣は、必要な指導、助言、勧告、命令をすることができるとしてあります。

第七に、業務用冷凍空調機器については、事業者間の相対取引で廃棄されることから、廃棄するユーザー事業者が適正な料金を支払って、第一種フロン類回収業者にフロン類を回収してもらおうこととしてあります。これは、相対取引で行われている現在の自主的取り組みを推進するものであります。

これに対して、自動車は、一般のユーザーの占める割合が大きく、廃棄に当たってもさまざまな関係者が関与し、複雑なルートをとるといふ現状を踏まえて、この法律では、第二種フロン類回収業者が集めたフロンを自動車メーカー、輸入業者に持っていけば回収、運搬の費用を払ってもらえる、フロンの流れとお金の流れを分離する仕組みとなつております。

このような物・金分離システムを導入することで、フロン類回収業者に確実にお金が渡るとともに、フロンを集めれば集めるほどもうかるという経済的なインセンティブが回収業者に与えられます。

これは、拡大生産者責任の考え方にに基づき、自動車メーカー等にカーエアコンから回収されたフロンの費用の支払い義務を課すものであります。なお、自動車メーカー等は自動車ユーザーに負担を求めることができることが規定されており、具体的な徴収方法は自動車リサイクルシステムの検討を待つて定め、その段階で必要な措置をとることとしてあります。

放出の禁止、特定製品へのフロン類の回収・破壊に必要事項の表示等が規定されております。

第九に、不正な登録、知事または主務大臣からの命令違反、フロン類のみだりな放出等に対して罰則を科してあります。特に、フロン類のみだりな放出については、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金という、他の環境法令と比べても厳しい罰則が科されております。

第十に、この法律は、平成十四年四月一日から施行することとしてあります。ただし、カーエアコンからのフロン類の回収義務や費用支払いに係る規定については、平成十四年十月三十一日まで期間において政令で定める日から施行することとしてあります。

第十一に、自動車メーカー等から自動車ユーザーへの費用徴収方法、自動車リサイクル法との整合性の確保、断熱材等の冷媒以外の用途に使われているフロン類に関する調査研究等、検討事項を規定してあります。

以上が、この法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川春子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○清水嘉与子君 まず、大変に対策のおくれておりましたフロン類の回収・破壊に関しまして、こうした法案をまとめられました衆議院五島環境委員長を初め理事、委員の方々に大変敬意を表したいと思っております。

取・破壊の実効性を上げることを第一に検討を進めてまいりました。

本年に入り、環境施策に関する与党プロジェクトチームが設置され、与党間の意見交換や自動車メーカー等からのヒアリングなどを通じて、五月に与党案を取りまとめました。本日のフロン回収・破壊法案は、この与党案をベースにまとめられたものと承知しております。

私もこの一年四カ月にわたる検討過程に参加してまいりましたけれども、我が党の基本姿勢は、フロン回収・破壊の実効性を上げるためには、これに携わる人々に必要な費用が支払われることを確保しなければならぬということでございます。業務用冷凍空調機器からのフロン回収については、自主的取り組みによりまして平成十一年度も回収率五六％というかなりの実績を上げており、実際に回収を行っている業者からは、ユーザー事業者がきちんと費用を支払うようにしてもらえばもっと回収率が上げられるとの声が寄せられました。本法案についてユーザー事業者の排出者としての支払い義務を明記したことは、このような声にこたえたものでございます。

他方で、カーエアコンのフロン回収については、自動車解体業者など実際に回収を行う人たちに必要な費用が渡らないとの問題が指摘されておりました。回収業者が集めたフロンを自動車メーカー、輸入業者に持っていけば回収、運搬の費用を支払ってもらえるという本法案の仕組みは、拡大生産者責任の考え方にに基づき、生産者に費用の支払い義務を課した非常に画期的な仕組みでございます。

この仕組みがうまく機能するために二つの点が重要だと思っております。第一に、主務大臣が定める基準に従って自動車メーカー等が回収業者に支払う料金を定めることになっておりますが、フロン回収の実効性を上げるよう、回収業者にとって必要な費用が確保され、経済的なインセンティブが働くように主務大臣が基準を設定することが必要でございます。第二に、自動車メーカー等は自動車ユーザーにフロン回収等の費用を請求できることになっておりますが、具体的な請求方法については政府が速やかに必要な措置を講ずることとされております。

自民党の法案起草チームにおいては、フロンの不法な放出を防止するため、ユーザーへの請求は新車購入時にすべきだとの意見が大勢を占めておりました。政府においては、ユーザーへの請求方法はフロンの大気中への不法な放出を招かない方法を採用するよう強く要請いたします。

また、欧米諸国が九〇年代の中ごろから法制化を行っていたのに対し、我が国においてはフロン回収・破壊法の成立がおくれたことで大量のフロンが既に大気中に放出されてまいりました。

本法案では、カーエアコンからのフロン回収の規定は平成十四年十月三十一日まで政令で定める日から施行するものとなっておりますけれども、フロンの回収・破壊は一刻の猶予も許されません。政府は、可能な限り早く施行できるように全力を尽くすことが必要です。また、関係業界においては、法の施行以前からフロンの回収・破壊の実効性を上げるよう積極的な取り組みを行っていただくことを強く要請いたします。

最後に、本法案は、さまざまな用途に用いられるフロンの冷媒としての用途に限ったものでございます。CFCが含まれている断熱材への対応やHFCが使われているスプレーへの対応など、フロン問題にはまだまだ課題が残されています。本法案を出発点として、フロンの大気中への放出抑制のための全体的な対策を検討し、順次具体化していくよう政府に要請いたします。

○福山哲郎君 私、民主党・新緑風会を代表して、フロン回収・破壊法案に対する意見表明をさせていただきます。

フロン類はオゾン層破壊、温暖化など、さまざまな地球環境問題の原因物質であります。人為的に製造される物質である以上、人類、とりわけ現代がコントロールをする責任を果たさなければいけません。しかしながら、世界第二のフロン製



造、消費国である日本の責任は重大であるにもかかわらず、これまでの間、有効な手段を講ずることができませんでした。このような結論を出し続け、フロン回収をいたすらにおくらせてきた通産省の審議会である化学品審議会の当時の委員に猛省を求め、一方、私たち立法府も大気中へのフロンの放出を規制できなかったことは反省すべきことであると考えます。

一方、私たち民主党は、九七年にフロンの放出禁止、回収義務化などを主な内容とするオゾン層保護法改正案を提出いたしました。事業者に不可能を強いるものではなかったにもかかわらず、数多くの抵抗の中で審議もされずに廃案となりました。ようやく先国会から議員立法でフロン回収を義務化する方向になり、今回成案を得ることとなったことについては、長年フロン回収義務化を唱えてきた一人として大変喜ばしいことと考えております。

民主党としてもフロンに関する政策を取りまとめておりますが、その内容について述べたいと思っております。

第一に、フロンは環境負荷を与える物質であることが明らかであり、経済的な措置により脱フロン化の方向性を明確にする必要があります。第二に、市場に出回っているフロンについては、放出防止の観点から、廃棄時に排出者に費用負担を求めるべきではないと考えます。第三に、フロンは製品廃棄時のみならず、修理やメンテナンス時にも回収されることが望ましいと考えます。第四に、断熱材、スプレー缶など回収や破壊が現状でも困難である用途については、何らかの負担を求めることはもちろん、脱フロン化を明確にしなければなりません。第五に、フロンの放出問題は地球環境全体の問題であることから、輸出中古車などを含め、途上国などへの対策を進めなければなりません。第六に、フロンについてはその製造から廃棄に至るまでその流れを十分に把握し、総合的な対策を施さなければなりません。第七に、脱フロン化に向けた研究開発、技術普及などについて

ても国が積極的に取り組むべきであると考えています。

以上のような方向性が担保されるのであれば、民主党としては、今回のフロン回収・破壊法案はぜひとも成立させるべきであると考えて、また五島委員長を初め委員の皆様にも心より敬意を表する次第でございます。まだまだ不十分な点もあることは事実でございますが、法律的にフロン回収を担保した意義は大きいと考えます。

私といたしましても、今後とも未来の責任を果たすため、フロン回収の徹底、脱フロン化に向けてさらに努力する所存であることを申し上げます。意見表明とさせていただきます。

○但馬久美君 公明党を代表いたします。フロン回収・破壊法案についての考えを述べさせていただきます。

フロン回収・破壊問題の緊急性にかんがみ、公明党は昨年十一月三十日に最初のフロン回収・破壊法案を公表いたしました。そして、本年に入り与党プロジェクトチームが設置されまして、与党三党で意見を交換し合い、また直接自動車メーカー等をヒアリングしたことを踏まえて、フロン回収・破壊の実効性をより高めた与党案が取りまとめられました。本日提案のあつたフロン回収・破壊法案は、この与党案をもとにしたものであります。

その内容は、業務用冷凍空調機器とカーエアコンのそれぞれの特徴を踏まえた回収・破壊の仕組みをつくつたことです。業務用の冷凍空調機器はユーザー事業者が費用の支払いの責任を負う。また、カーエアコンからのフロン類の回収については、自動車メーカーがフロン回収業者に対する費用の支払いの責任を負う。この本法案の骨格は、まさに昨年、私たちの主張で制定されました循環型社会形成推進基本法に盛り込まれている拡大生産者責任と排出者責任の考え方を具体化するものであります。

拡大生産者責任の観点からは、フロンメーカーも何らかの社会的な責任を果たすべきとの声があ

ります。本法案においては、費用の支払いに關し素材と同じ位置づけとなっているフロンメーカーに責任を負わせるよりは、素材の選択権を持ち、大きな影響を与える自動車メーカーがユーザーに対する最終の生産者として責任を負うべきではないかと考えました。しかしながら、フロンメーカーを免責するものではなく、一般の事業者の責務とは別に製造者の責務を設け、さらに主務大臣がフロンメーカー等に対して、脱フロンへの取り組みやフロンの回収・破壊を推進するための必要な協力を求めることを規定いたしました。

政府におかれては、自動車メーカーからフロン回収業者への費用の支払い、自動車メーカーから自動車ユーザーへの費用の徴収がフロン回収・破壊の実効性を上げられるよう万全を期するとともに、脱フロンに向けた取り組みについても積極的に対応されることを要請いたします。

また、欧米諸国が早くフロン回収・破壊の法制を整備したにもかかわらず、我が国のこの問題への対応は後手後手に回っており、さらに多量のフロンの大気中に放出されております。さらに、本年七月までに先進国はCFCの回収・破壊の方針を含むCFC管理戦略を国連環境計画オゾン事務局に提出しなければなりません。政治主導の取り組みにより、ようやくフロン回収・破壊法案が成立しようとしておりますけれども、一刻も早い対応を求めています。

カーエアコンからのフロン類の回収に関する規定は、「平成十四年十月三十一日までの間に政令で定める日」から施行するとは、十月三十一日から施行することを意味するものではありません。できるだけ早く施行するよう、政府には最大限の努力を要求いたします。また、自動車メーカー等に対しても、法の施行以前であってもフロンの回収・破壊の実効性を上げる措置を自主的に講じていただくことを強く求めるものであります。

最後に、オゾン層の保護や地球温暖化の防止に

は全地球的な取り組みが必要であります。途上国の脱フロンに向けた取り組みを支援していくことは、我が国の国際協力の重要な柱であります。この分野での政府の積極的な取り組みを要求いたします。

以上でございます。

○岩佐恵美君 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案について、意見を申し上げます。

オゾン層の破壊と地球温暖化を促進するフロン類の確実な回収・破壊は地球環境を守るための待ったなしの課題であり、日本共産党は本法案に賛成いたします。そして、フロン対策法の実現を目指す運動を進めてこられたNGOの皆さんを初め関係者の御努力に敬意を表します。

その上で、フロン問題の全面的な解決のためにさらに重要な二つの問題に絞って意見を述べたいと思っております。

一つは、自動車製造者の責任の問題です。本法案では、自動車製造者に自社製造車のフロンの引き取り、破壊業者への引き渡しを義務化し、回収・運搬費用の支払いを義務づけています。しかし、自動車製造者が責任を負うのはフロン回収業者から引き取りを求められた場合だけです。本来、自動車製造者は使用済み自動車の回収、適正処理の全体に責任を負うべきです。

二番目は、処理費用の負担の問題です。法案は、ユーザーの負担を求めているだけで、その方法を明記していません。不法投棄を抑制し、より処理しやすい製品への転化を促進するため、EUの廃車指令のように生産者が回収・処理費用を負担する、いわゆる自動車販売価格にそれらの費用を内部化すること、このことが必要だと考えます。

以上の点の実現を強く要望し、意見表明いたします。

○福島瑞穂君 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案の委員長提案に対し、社民党・護憲連合を代表し、意見を申

フロン類によるオゾン層の破壊、地球温暖化の促進という環境への重大な影響に対して多くの国民が危機感を抱き、フロンの回収・破壊を進めるフロン法の成立を求め続けてきました。

しかし、残念なことです。フロンの回収・破壊はこれまで事業者の自主的取り組みにゆだねられてきました。政府は、フロンは気体だから法律で回収を強制しても回収・破壊されたかどうか最終確認ができない、だから法律で強制しても意味はないという主張を繰り返してきたのですが、この自主的取り組みが何の成果も上げ得なかったことはもはやはっきりとしています。

このフロン法案は、フロンの回収が進まない現状を厳しく認識し、これ以上フロンの回収・破壊をおくることがあってはならないとの危機意識から議員立法として提案されたものであり、与野党の協議を経て成立を図ることになったものです。私は、この点を大いに評価したいと思えます。

しかし、このフロン法案で万全かといえますと、まだ心配な点、不十分な点があります。今後のフロン対策に万全を期すためにも、社民党として以下の点について要望を述べさせていただきますと思います。

第一点は、実施時期の問題です。

本法案では、業務用エアコン、冷蔵機器及び冷凍機器などの第一種特定製品の回収・破壊は平成十四年四月一日から施行されますが、第二種特定製品であるカーエアコンについては平成十四年十月三十一日までの間で政令で定める日から施行するとなっています。

しかし、フロンの回収・破壊の緊急性を考えますと、カーエアコンの回収・破壊も一日も早く実施される必要があります。本法案成立後、政府が直ちに自治体や回収業者、自動車業界などへの適切な指導を行い、早期実施が実現するよう最大限の努力を払われるよう強く要望します。

第二点は、カーエアコンのフロン回収・破壊に

かかる費用負担の問題です。

社民党は、回収・破壊は生産者、製造者の責任で行うべきであり、購入時負担を明確にすべきだということ従来から主張してきました。

本年の四月一日から家電リサイクル法が施行されていますが、消費者が廃棄時にリサイクル費用を負担するシステムであるため、不法投棄が後を絶たず社会問題となつています。カーエアコンの回収費用が廃棄時負担になれば、自動車もまた不法投棄の対象となることは十分予想されます。この法律は、議員の責任において成立させる議員立法である以上、不法投棄を招きかねない事態は絶対に回避すべきです。本法施行に当たって、費用請求が廃棄時負担であってはならないことをここで重ねて強調しておきたいと思えます。

第三点は、これから検討されることになっている使用済み自動車の循環の利用に関する法律においても、このフロンの回収・破壊の仕組みは生かされるべきだということであり、自動車リサイクル法とこのフロン法との一体性が確保されるべきだということです。この点も強調しておきます。

最後に、フロンの回収・破壊は、もとより国民の理解と協力が不可欠です。フロン類の人の健康や生態系に及ぼす影響、地球温暖化への影響などを広く国民に啓発し、フロンの回収・破壊の重要性を周知徹底することが大切です。政府としてその対策に積極的に取り組まれるよう要望し、私の意見表明を終わります。

○中村敦夫君 さきがけ環境会議は、衆参両院で唯一環境を名称に使用している会派として、フロン回収・破壊法案を歓迎いたします。

しかしながら、産業界の自主的取り組みののちもとにフロン対策がおくれた過去を忘れてはなりません。産業界には社会にフロン対策を公約しておきながら全くそれが達成できなかった責任があります。また、業界の意向をバックアップしてきた経済産業省にも猛省を促したい。

フロン回収・破壊法案は、モントリオール議定書の対象物質CFC、HCFCだけでなく、京都

議定書の対象物質であるHFCを対象としており、地球温暖化の国内対策を強化することを通じて京都議定書の批准を促進することに役立つものであります。

心配なのは、京都議定書を否定するアメリカの動きに便乗して、京都議定書を修正しようとか、日本はアメリカが入らなければ京都議定書を批准すべきではないという産業界や経済産業省の声が聞かれることとあります。京都議定書は日本が議長国となつてまとめた条約です。議長国がそれを率先して批准しなければ日本の国際的な権威と信用は失墜してしまいます。京都議定書批准問題は将来世代への責任と日本の名誉がかかっており、それらと経済的利益のどちらを優先すべきかはおのずから明らかです。

京都議定書は日本の地名が冠されたほぼ唯一の国際条約でもあります。千二百年以上の歴史を持つ古都京都の名前を誇りを持って世界に広めることができるよう、環境大臣は政府部内でリーダーシップを発揮し、アメリカの行動にかかわらず一日も早い京都議定書の批准と発効を実現するよう主張したいと思えます。

○国務大臣(川口順子君) オゾン層を破壊し地球温暖化をもたらすフロン類の回収・破壊の確保という困難な課題につきまして、超党派の御尽力により法案をお取りまとめたいただきましたことに御礼を申し上げます。

本法律案が成立した暁には、本年七月にUNEPに提出をするCFC管理戦略に盛り込み、世界に向けて発信したいと思えます。

また、京都議定書の対象物質であるHFCを対象としていただいたことは、地球温暖化の国内対策を前進させるとともに、COP6再開会合に向けた我が国の国際交渉ポジションを強化するものであります。

フロン回収・破壊への対応は遅きに失したのではないかとの御指摘につきましては、政府として可能な限り早い時期に施行するように努めるとともに、関係業界にも法の施行までの間であっても

フロン類の回収の実効を上げるよう働きかけてまいります。

自動車メーカー等が第二種フロン類回収業者に支払う料金の基準の設定につきましては、回収の取り組みが促進されるよう適切な配慮を行いつつ、その内容を定めたいと思えます。

自動車ユーザーからの費用徴収方法につきましては、フロン類の大气中への不法放出を防止し、フロン回収の実効性を高める観点に立って、自動車リサイクルの検討作業を通じて早急に結論を得る所存であります。現在、政府で検討中の自動車リサイクル法との関係につきましても、同法でフロン回収・破壊法の仕組みを生かすように調整を行う所存であります。

本日、御指摘のありました事項はいずれも重要なこととありますので、フロン類の大气中への放出抑制のための全体的な対策を検討し順次具体化すべきとの御指摘を踏まえ、積極的に取り組んでまいります。

引き続き、本委員会の委員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(吉川春子君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。――別に御意見もないようです。これより直ちに採決に入ります。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉川春子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

福山哲郎さんから発言を求められておりますので、これを許します。福山哲郎さん。

○福山哲郎君 私は、ただいま可決されました特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社

会民主党・護憲連合及びさきげ環境会議の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、施行時期

カーエアコンに含まれるフロン類の回収・破壊に関する施行準備を急ぎ、可能な限り早い時期に施行すること。

二、途上国の脱フロンに向けた取組みへの技術支援

国内におけるフロン対策の推進に加え、途上国におけるフロン類の生産量及び消費量の削減に向けた取組み、フロン類の回収・破壊のための取組み、オゾン層の破壊をもたらしつつ地球温暖化に深刻な影響を及ぼさない代替物質、代替技術の普及等の途上国における脱フロン対策の推進に向けた取組みについて国際協力の強化に努めること。

三、代替技術の普及等

フロン類の排出抑制の観点から、技術的及び経済的実行可能性を踏まえつつ、フロン類を使わない冷却・冷凍技術の普及を促進すること、フロン類の使用が不要な用途における回収が見込まれないフロン類を含む製品について代替物質への早期転換を促進することその他の必要な措置を講ずるよう努めること。

四、整備の際の配慮

本法第六十七条(特定製品の整備等の際の遵守事項)について、特定製品の整備等を行うフロン類回収業者その他の事業者に対して指導・監督を徹底すること。

五、料金の基準

本法第五十七条(第二種特定製品に係る費用負担)第一項に基づき、主務大臣が定める基準については、関係者の負担や技術的な実

施可能性などに留意しつつ、第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収の取組みが促進されるよう適切な配慮を行いつつ、その内容を定めるべきこと。また、基準の策定に関しては、適切な情報が公開されるよう努めること。

六、自動車製造業者等から自動車ユーザーへの費用請求の方法

本法第六十条(自動車を運行の用に供する者の費用負担)に基づき、自動車製造業者等が自動車ユーザーに負担を求めする方法について、フロン類の大気中への不法放出を防止し、回収の実効性を高める観点に立ち、自動車リサイクルの検討作業を通じて早急に結論を得ること。

七、自動車リサイクル法との関係

自動車リサイクルに関する法律の検討に当たり、カーエアコンからのフロン類の回収・破壊については同法で定めることとし、その際には、原則として本法におけるカーエアコンからのフロン類の回収・破壊に関する仕組みを規定するものとする。

八、経済的措置の検討

フロン類の放出による環境負荷の増大を防止するため、フロン類の利用形態等の特性、環境保全上の効果、国民経済に与える影響、技術的革新を促進する効果、適用に当たって必要とされる行政コストなどを総合的に考えて、経済的措置も含めた種々の政策措置によるフロン類の放出抑制に関する全体的な対策を検討すること。

九、フロン類の生産量・出荷量

フロン類の生産から使用、廃棄に至るまでの過程の把握を行うことが、フロン類の大気中への放出を抑制するための対策の推進に有効であることから、引き続き、フロン類製造業者、フロン類を使用した製品を製造する事業者、フロン類を使用した製品の使用者等の協力を得ながら、その把握を行うよう努める

こと。

十、国民への周知

本法の施行に当たっては、国民、事業者等の円滑な協力を確保し、実効性ある施策を推進する観点から、フロン類の現状、回収・破壊義務の必要性、放出の禁止規定等について広く国民に周知啓発するための積極的な対策を講ずること。

十一、自動車製造業者及び自動車輸入業者に対する指導・監督の徹底

フロン回収の緊急性に鑑み、本法の施行は平成十四年四月一日とされている。一方、カーエアコンからのフロン類の回収に関する規定については、費用とフロン類の流れを分離する新たな制度を採用することから、制度の円滑な導入と関係者の取組みの確実な実施により実効性を確保する観点から、平成十四年十月三十一日以前で政令で定める日から施行することとされているところであるが、特に、自動車製造業者及び自動車輸入業者に対しては、次の措置が講ぜられるよう、指導・監督を徹底すること。

1. 本法に基づくカーエアコンからのフロン類の回収に関する規定の施行までの間も、カーエアコンに含まれるフロン類の回収の実効性を高めること。

2. 本法の早期施行に向けた条件整備を行うこと。

3. 本法の円滑な施行が図られるよう、国及び都道府県との連携を密にし、必要に応じて本法の施行に関する国及び都道府県の施策に協力すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(吉川春子君) 全会一致と認めます。よって、福山哲郎さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、川口環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。川口環境大臣。

○国務大臣(川口順子君) ただいま御決議のございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力いたします所存でございます。

○委員長(吉川春子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉川春子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川春子君) 温泉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。川口環境大臣。

○国務大臣(川口順子君) ただいま議題となりました温泉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

我が国は世界的な温泉国であり、温泉は私たちの生活の一部として欠かすことのできない天然資源であると言っても過言ではありません。

この法律案は、こうした温泉の保護及び適正な利用を推進するため、土地の掘削等の許可の失効手続の迅速化、温泉の成分等の揭示の届け出と温泉成分の分析機関の登録制度を整備しようとするものであります。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、温泉を湧出させるための土地の掘削等には都道府県知事の許可が必要であります。

の土地の掘削の許可を得ながらこれを放置する事例が少なからず見られることから、温泉の掘削等の許可の有効期間を原則として許可の日から起算して二年とするとともに、この許可を受けた者が、その工事を完了し、または廃止したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬこととした。

第二に、温泉の利用に際しては、温泉の成分、禁忌症及び浴用または飲用上の注意に関する告示が必要であるが、この告示をしようとするときは、都道府県知事に届け出なければならぬこととする。また、都道府県知事は、必要があると認めるときは、掲示内容の変更を命ずることができることとした。

第三に、温泉の成分の分析機関に関する登録制度の整備であります。温泉の成分、禁忌症及び浴用または飲用上の注意についての掲示は、都道府県知事の登録を受けた分析機関が行う分析に基づかなければならないこととし、登録基準等の分析機関の登録に必要となる規定を置くこととした。

このほか、罰金の額の引き上げ等所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉川春子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(吉川春子君) 浄化槽法の一部を改正する法律案を議題といたします。川口環境大臣。

○国務大臣(川口順子君) ただいま議題となりました浄化槽法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し

上げます。

我が国においては、水質汚濁の主要な原因の一つである生活排水への対策を推進するため、浄化槽の整備促進が大きな課題となっております。浄化槽による生活排水対策においては、浄化槽の設置工事を实地に監督する浄化槽設備士及び浄化槽の保守点検に従事する浄化槽管理士が重要な役割を担っております。また、平成八年に閣議決定された公益法人に対する検査等の委託等に関する基準においては、公益法人の行う行政代行的行為の透明化を図るべきこととされております。

このような状況を踏まえ、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る国家試験事務等を行う者の事務執行の適正化及び透明化を図るため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る指定試験機関及び指定講習機関の指定基準を定めることとしております。

第二に、指定試験機関の役員及び試験委員は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととしております。

第三に、主務大臣は、指定試験機関及び指定講習機関に対し監督命令等を行うことができることとしております。

このほか、指定試験機関及び指定講習機関の事業計画、試験事務規程等に関する規定を設けるとともに、罰則の規定を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉川春子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(吉川春子君) 去る五月三十一日の不規則発言について杏掛委員より陳謝があり、理事会としてこれを了承したことを御報告いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時四十二分散会

〔参照〕

環境事業団法の一部を改正する法律案に対する修正案

環境事業団法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の改正規定中「第一条中」の下に「公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における」及び「を」を加える。

第十八条第一項の改正規定を次のように改める。

第十八条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物(第三号において「廃棄物」という。)となつたもの(環境に影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを除く。以下この号及び次号において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」という。)の広域的かつ適正な処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うこと。

二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実に適正に行うことができるものと認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成を行うこと。

第十八条第二項の改正規定を次のように改める。

第十八条第一項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物(以下この号並びに第三十五条第一項第五号及び第六号において「廃棄物」という。)」を「廃棄物」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第四号とし、同項第九号から同項第十二号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二項中「から第五号まで又は第七号」を削る。

第十九条の改正規定中「前条第一項第十号から第十二号まで」を「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

第二十一条の改正規定を次のように改める。

第二十一条第一項中「第十八条第一項第一号から第五号まで及び第七号」を「第十八条第一項第一号」に改め、「経済産業省令又は国土交通省令」を削り、「主務大臣」を「環境大臣」に改める。

第三十五条を改め、同条を第四十四条とする改正規定を次のように改める。

第三十五条第一項第二号を削り、同項第三号中「の業務(中小企業構造高度化業務を除く。以下この号において同じ。)、同項第二号の業務、同項第五号の業務(都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡する業務を除く。以下この号において同じ。))並びに同項第六号、第七号及び第八号の業務並びに」を「から第四号までの業務及び」に改め、「で同条第一項第一号、第二号、第五号又は第七号の業務に係るもの」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「第十八条第一項第九号」を「第十八条第一項第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「第十八条第一項第十号及び第十一号」を「第十八条第一項第六号及び第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同条を第四十四条とする。

第三十四条第一項及び第二項の改正規定中「第十八条第一項第七号」を「第十八条第一項第二

号」に改める。

第二十八條の二第二項及び第二項の改正規定中「第十八條第一項第十一号及び第十二号」を「第十八條第一項第六号及び第七号」に改める。

第二十八條の二を第三十七條とし、第二十八條を第三十四條とし、同條の次に二條を加える改正規定のうち第三十五條第一項中「第十八條第一項第六号」を「第十八條第一項第一号」に、「同項第七号」を「同項第二号」に改める。

第二十六條を改め、同條を第二十七條とし、同條の次に四條を加える改正規定のうち第二十八條中「第十八條第一項第六号」を「第十八條第一項第一号」に改める。

第二十五條を第二十六條とし、同條の前に一號を加える改正規定のうち、第二十五條第一項第一号中「第十八條第一項第六号及び第七号」を「第十八條第一項第一号及び第二号」に改め、同項第二号中「第十八條第一項第十一号及び第十二号」を「第十八條第一項第六号及び第七号」に改め、同條第二項中「第十八條第一項第六号」を「第十八條第一項第一号」に、「同項第七号」を「同項第二号」に改める。

附則第四條中第八條の六第二項の改正規定を次のように改める。

第八條の六第二項中「第十八條第一項第四号」を「第十八條第一項第一号」に改め、「同法」とあるのは「廃棄物処理法」と、同項第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」とあるのは「廃棄物処理法」とを削り、「第二十四條の二」を「第二十五條第一項」に、「第三十一條第二項、第三十二條第一項及び第三十五條第一項」を「第四十條第二項、第四十一條第一項及び第四十四條第一項」に、「同項第五号」を「同項第二号」に、「もの」を「行う業務」に、「第三十八條第三号」を「第四十七條第三号」に改める。

附則第四條を附則第十一條とし、同條の次に次の二條を加える。  
(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の

特別措置に関する法律の一部改正)

第十二條 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出し中「環境事業団等」を「港務局」に改め、同條第一項を削り、同條第二項を同條とする。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧環境事業団法第十八條第一項第二号の規定に基づき公害防止計画において定められた公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二條第三項第二号に掲げる事業を環境事業団が政府の補助を受けて行う場合における当該事業に係る経費に対する政府の補助については、前條の規定による改正前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六條第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附則第三條中「第十八條第一項第六号及び第七号」を「第十八條第一項第一号及び第二号」に改め、同條を附則第四條とし、同條の次に次の六條を加える。  
(地方税法の一部改正)

第五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第六條の三を次のように改正する。

第七十三條の十四第七項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は環境事業団から環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八條第一項第一号に規定する建物で政令で定めるものの譲渡を受けた場合」を削る。

第七百一條の三十四第七項中「次に掲げる新築又は新築とみなされる取得」を「都市再開発法による市街地再開発事業によつてされる同法第二條第六号に規定する施設建築物で事業所等

の用に供するものの新築」に改め、同項各号を

削る。

附則第三十一條の二第一項中「環境事業団法」の下に「(昭和四十年法律第九十五号)」を加える。

附則第三十二條の三第一項を削り、同條第二項中「事業に係る事業所税」の下に「(同項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本條、附則第三十二條の七及び第三十二條の八において同じ。)」を加え、同項を同條第一項とし、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

附則第三十二條の五の表第七百一條の四十三第二項の項中「若しくは第二項」を削る。  
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 この法律の施行前に環境事業団から前條の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。第七十三條の十四第七項に規定する建物の譲渡を受けた場合における当該建物の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 環境事業団から附則第二條の規定によりなお効力を有するものとされる旧環境事業団法第十八條第一項第一号に規定する建物の譲渡を受けた場合における当該建物の取得に対して課する不動産取得税については、旧地方税法第七十三條の十四第七項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前に環境事業団から地方税法第七百一條の三十三第三項の規定により新築とみなされる建物の譲渡(次項において「建物の譲渡」という。)を受けた場合における当該建物の取得に対して課する新增設に係る事業所税(同條第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。次項において同じ。)については、なお従前の例による。

4 環境事業団から附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧環境事業団法第十八條第一項第一号の規定により建物の譲渡を受けた場合における当該建物の取得に対して

課する新增設に係る事業所税については、旧地方税法第七百一條の三十四第七項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 この法律の施行前に環境事業団から旧地方税法附則第三十二條の三第一項に規定する建物の譲渡を受けた場合における当該建物に係る事業所床面積に対して課する事業に係る事業所税(地方税法第七百一條の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。次項において同じ。)のうち資産割については、なお従前の例による。

6 環境事業団から附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧環境事業団法第十八條第一項第一号に規定する建物の譲渡を受けた場合における当該建物に係る事業所床面積に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割については、旧地方税法附則第三十二條の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部改正)

第七條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の二第二項第十二号及び第六十五條の四第一項第十二号中「工場又は事業場の集団化に必要な建物その他の」を削る。

第七十一條の四第一項第二号中「環境事業団法」を「環境事業団法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)による改正前の環境事業団法」に改め、「第九十五号」の下に「(第七十八條の三第二項において「旧環境事業団法」という。))」を加え、「附則第十八條」を「環境事業団法附則第十八條」に改める。

第七十八條の三第二項中「環境事業団法」を「旧環境事業団法附則第十八條」に、「同法第十八條第一項第一号」を「旧環境事業団法第十八條第一項第一号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 前條の規定による改正前の租税特別措置

法(次項において「旧租税特別措置法」という。第三十四条の二第一項に規定する個人の有する土地等が環境事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物の用に供するために買い取られる場合に課する所得税については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する法人の有する土地等が環境事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物の用に供するために買い取られる場合に課する法人税については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正)  
第九条 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。  
第十八条を次のように改める。

第十八条 削除  
(公害防止事業費事業者負担法の一部改正に伴う経過措置)  
第十条 附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧環境事業団法第十八条第一項第二号の規定に基づき環境事業団が設置する施設の譲受けについては、前条の規定による改正前の公害防止事業費事業者負担法(次項において「旧公害防止事業費事業者負担法」という。第二条第三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 地方公共団体が行う公害防止事業のうち、附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧環境事業団法第十八条第一項第二号の規定に基づき環境事業団が設置する施設の譲受けの事業で、あらかじめ当該地方公共団体が当該施設を譲り受ける契約を環境事業団と締結しているものについては、旧公害防止事業費事業者負担法第十八条の規定は、この法律の施

行後も、なおその効力を有する。  
附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。  
(環境事業団の業務に関する経過措置)  
第二条 改正前の環境事業団法(以下「旧環境事業団法」という。)第十八条第一項第一号から第五号までの業務及びこれに附帯する業務でこの法律の施行前に開始されたものについては、同条並びに旧環境事業団法第二十一条第一項及び第三十五条第一項の規定は、平成十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。この場合における改正後の環境事業団法第四十七条の規定の適用については、同条第三号中「第十八条」とあるのは、「第十八条及び環境事業団法の一部を改正する法律(平成十三年法律第号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の第十八条」とする。

六月八日本委員会に左の案件が付託された。  
一、霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願(第一六〇五号)  
(第一六〇六号)(第一六〇七号)(第一六〇八号)(第一六〇九号)(第一六一〇号)(第一六一一号)(第一六一二号)(第一六一三号)(第一六一四号)(第一六一五号)(第一六一六号)(第一六一七号)(第一六一八号)(第一六一九号)(第一六二〇号)(第一六二一号)(第一六二二号)(第一六二九号)(第一六三〇号)(第一六三一号)(第一六三二号)  
一、デポジション制度の法制化に関する請願(第一六九九号)

第一六〇五号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県土浦市中神立町三三ノ一 佐々木一浩外二万九百九十九名  
紹介議員 加藤 修一君

第一六〇六号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県鹿嶋市和八八〇ノ七四 工藤 清寛君  
紹介議員 荒木 清寛君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六〇七号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県土浦市木田余東台四ノ四ノ三二 寺沢悦子外六千九百九十九名  
紹介議員 海野 義孝君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六〇八号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県稲敷郡阿見町君島五三二ノ一 岸根直也外六千九百九十九名  
紹介議員 但馬 久美君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一〇号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県潮来市延方乙二、一五三 吉川久寿外四千四百六十六名  
紹介議員 白浜 一良君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一一号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県土浦市右柳二九五一ノ五 高橋勉外六千九百九十九名  
紹介議員 高野 博師君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一二号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県稲敷郡阿見町君島五三二ノ一 岸根直也外六千九百九十九名  
紹介議員 但馬 久美君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一〇号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県新治郡八郷町大字柿岡二、〇二七ノ二 宮本美奈子外六千九百九十九名  
紹介議員 沢 たまさ君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一〇号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県潮来市延方乙二、一五三 吉川久寿外四千四百六十六名  
紹介議員 白浜 一良君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一一号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県土浦市右柳二九五一ノ五 高橋勉外六千九百九十九名  
紹介議員 高野 博師君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一二号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県稲敷郡阿見町君島五三二ノ一 岸根直也外六千九百九十九名  
紹介議員 但馬 久美君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一〇号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県新治郡八郷町大字柿岡二、〇二七ノ二 宮本美奈子外六千九百九十九名  
紹介議員 沢 たまさ君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一〇号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県潮来市延方乙二、一五三 吉川久寿外四千四百六十六名  
紹介議員 白浜 一良君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

霞ヶ浦は、行政、周辺住民、研究者、企業などが水質浄化対策に取り組んでいるものの、目標とする水質には達しておらず、昨年は悪化傾向にある。また、霞ヶ浦に生息するヒメタニシの生態異常や、霞ヶ浦流域及び利根川河口地域において男児出生比率の低下が確認されている。閉鎖性が強く、しかも県内最大の都市用水供給水源となっている霞ヶ浦にとって、水質汚濁の一層の解明及び生態異常の原因(物質)の特定は急務である。このため、環境ホルモン(外因性内分泌かく乱化学物質)に関する研究の中核施設として設置された国立環境研究所環境ホルモン総合研究棟においては、近接する霞ヶ浦を調査研究対象として、実態調査等による環境ホルモンの解明が求められている。

霞ヶ浦における環境ホルモンの調査研究及び解明を行うこと。  
一、霞ヶ浦における環境ホルモンの調査研究及び解明を行うこと。

第一六一〇号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県潮来市延方乙二、一五三 吉川久寿外四千四百六十六名  
紹介議員 白浜 一良君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一一号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県土浦市右柳二九五一ノ五 高橋勉外六千九百九十九名  
紹介議員 高野 博師君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一二号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県稲敷郡阿見町君島五三二ノ一 岸根直也外六千九百九十九名  
紹介議員 但馬 久美君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一〇号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県新治郡八郷町大字柿岡二、〇二七ノ二 宮本美奈子外六千九百九十九名  
紹介議員 沢 たまさ君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一〇号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び解明に関する請願  
請願者 茨城県潮来市延方乙二、一五三 吉川久寿外四千四百六十六名  
紹介議員 白浜 一良君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。



第一六一三号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県土浦市神立中央一ノ八ノ一  
鈴木いく外六千九百九十九名  
紹介議員 統 訓弘君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一四号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県土浦市中神立町二七ノ一一  
村田文弘外六千九百九十九名  
紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一五号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県結城市粕礼九七二ノ一 古  
沢淳子外六千九百九十九名  
紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一六号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡東町西代二、八四〇  
ノ一 堀井道之助外六千九百九十九名  
紹介議員 日笠 勝之君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一七号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡鉾田町鉾田一、六五  
四ノ一〇五 平沼和恵外六千九百九十九名

紹介議員 弘友 和夫君  
この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一八号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡江戸崎町江戸崎甲三  
〇七九ノ五 大内英夫外六千九百九十九名  
紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六一九号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県鹿嶋市長栖一、八六九 野  
口功外六千九百九十九名  
紹介議員 益田 洋介君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六二〇号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡阿見町阿見四、九三  
六 諸岡高雄外六千九百九十九名  
紹介議員 松 あきら君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六二一号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県鹿嶋市長栖一四一ノ一 小  
林誠一外六千九百九十九名  
紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六二二号 平成十三年五月二十五日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県土浦市田村町一、四六二ノ  
五 海原進外六千九百九十九名  
紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六六九号 平成十三年五月二十九日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県行方郡北浦町次木六五ノ一  
高崎愛子外六千九百九十九名  
紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六七五号 平成十三年五月二十九日受理  
霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究  
及び解明に関する請願

請願者 茨城県下妻市大字下妻乙一、三三  
八ノ一 鈴木真由美外六千九百九十九名  
紹介議員 森本 晃司君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六九九号 平成十三年五月三十日受理  
デポジット制度の法制化に関する請願

請願者 新潟県中浦原郡亀田町中島二ノ三  
ノ四 山本美津子外二百二十名  
紹介議員 黒岩 秩子君

この請願の趣旨は、第一〇七七号と同じである。

六月十三日本委員会に左の案件が付託された。  
一、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の  
実施の確保等に関する法律案(衆)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実  
施の確保等に関する法律案  
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の  
実施の確保等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 第一種特定製品からのフロン類の回収  
(第九条―第二十四条)

第三章 第二種特定製品からのフロン類の回収  
(第二十五条―第四十二条)

第四章 フロン類の破壊(第四十三条―第五十  
五条)

第五章 費用負担(第五十六条―第六十四条)

第六章 雑則(第六十五条―第八十一条)

第七章 罰則(第八十二条―第八十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾ  
ン層の保護及び地球温暖化(地球温暖化対策の  
推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第  
二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下  
同じ。)の防止に積極的に取り組むことが重要で  
あることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地  
球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大  
気中への排出を抑制するため、特定製品からの  
フロン類の回収及びその破壊の促進等に関する  
指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特  
定製品に使用されているフロン類の回収及び破  
壊の実施を確保するための措置等を講じ、もつ  
て現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の  
確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する  
ことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「フロン類」とは、ク  
ロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフル  
オロカーボンのうち特定物質の規制等によるオ  
ゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律  
第五十三号)第二条第一項に規定する特定物質  
であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関す  
る法律第二条第三項第四号に掲げる物質をい  
う。

2 この法律において「第一種特定製品」とは、  
次に掲げる機器のうち、業務用の機器(一般消

費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているもの(第二種特定製品を除く。)をいう。

一 エアコンデিশヨナー  
二 冷蔵機器及び冷凍機器(冷媒又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)

3 この法律において「第二種特定製品」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(政令で定めるものを除く。)をいう。以下同じ。)に搭載されているエアコンデিশヨナー(人用のものに限る。)であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

4 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

(指針)

第三条 主務大臣は、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進その他特定製品の使用及び廃棄に際しての当該フロン類の排出の抑制に関する事項について、指針を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、前条第一項の指針に従い、特定製品が廃棄される場合において当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるために必要な措置その他特定製品に使用されているフロン類の排出の抑制のために必要な措置を講じなければならない。

(製造業者の責務)

第五条 フロン類又は特定製品の製造を行う事業者は、第三条第一項の指針に従い、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたら

さないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されているフロン類の適正かつ確実な回収及び破壊その他特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、第三条第一項の指針に従い、特定製品を廃棄する場合には、当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう、事業者及び国民の理解と協力を得るための措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 第一種特定製品からのフロン類の回収

(第一種フロン類回収業者の登録)

第九条 第一種フロン類回収業者(第一種特定製品が廃棄される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

四 事業所ごとの第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

五 その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

第十条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第二項の規定による登録の申請に係る同条第四号に掲げる事項が第一種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過し

ない者

四 第九条第一項の登録を受けた者(以下「第一種フロン類回収業者」という。)で法人であるものが第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

五 第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第十二条 第九条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第九条第二項、第十条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第十三条 第一種フロン類回収業者は、第九条第二項各号に掲げる事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十条及び第十一条の規定は、前項の規定に

よる届出があつた場合に準用する。

(第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧)

第十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十五条 第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類回収業者を廃止した場合 第一種フロン類回収業者であつた個人又は第一種フロン類回収業者であつた法人を代表する役員

2 第一種フロン類回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種フロン類回収業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十六条 都道府県知事は、第十二条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は次条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種フロン類回収業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消し等)

第十七条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定

めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。

二 その者の第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第十一条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第十一条第一項第一号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分を違反したとき。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(主務省令への委任)

第十八条 第九条から前条までに定めるもののほか、第一種フロン類回収業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定める。

(第一種特定製品廃業者の引渡義務)

第十九条 第一種特定製品を廃棄しようとする者(以下「第一種特定製品廃業者」という。)は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。

(第一種フロン類回収業者の引取義務)

第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃業者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従つて、フロン類を回収しなければならない。

(第一種フロン類回収業者の引渡義務)

第二十一条 第一種フロン類回収業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取つたときは、自ら当該フロン類の再利用(当該フロン類

を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第四十五条第二号二に規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従つて、フロン類を運搬しなければならない。

(回収量の記録等)

第二十二条 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第四十五条第二号二に規定するフロン類破壊業者が引き渡した量、再利用した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第四十五条第二号二に規定するフロン類破壊業者が引き渡した量、再利用した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第二十三条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者に対し、第二十条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第二十一条第一項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることが

ができる。

(勧告及び命令)

第二十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第二十一条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができ

2 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は引渡しをしない第一種フロン類回収業者があるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができ

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた第一種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが

第三節 回収

(第二種特定製品引取業者の登録)

第二十五条 第二種特定製品引取業(使用済自動車(運行の用に供することを終了した自動車)を業として行うことをいう。以下同じ。)を行うおととする者は、その業務を行おうとする事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含

四 まれているかどうかを確認する体制  
その他主務省令で定める事項  
(登録の実施)

第二十六条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種特定製品引取業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十七条 都道府県知事は、第二十五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第三号に掲げる事項が第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロンの適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 次条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

四 第二十五条第一項の登録を受けた者(以下「第二種特定製品引取業者」という。)で法人であるものが次条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内

にその第二種特定製品引取業者の役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの

五 次条において準用する第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(準用)

第二十八条 第十二条から第十八条までの規定は、第二種特定製品引取業者について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第九条第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、同条第二項中「第九条第二項、第十条及び前条」とあるのは「第二十五条第二項、第二十六条及び第二十七条」と、第十三条第一項中「第九条第二項各号」とあるのは「第二十五条第二項各号」と、同条第二項中「第十条及び第十一条」とあるのは「第二十六条及び第二十七条」と、第十四条中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種特定製品引取業者登録簿」と、第十五条第一項中「都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業者」とあるのは「第二種特定製品引取業者」と、第十六条中「第十二条第一項若しくは前条第二項」とあるのは「第二十八条において準用する第二十一条」と、同条第二項中「第十二条第一項若しくは第十五条第二項」と、同条第三項中「第十二条第一項若しくは第十五条第二項」と、同条第四項中「第十二条第一項若しくは第十五条第二項」と、同条第五項中「第十二条第一項若しくは第十五条第二項」とあるのは「第二十一条」とあるのは「第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第二十一条第一項」とあるのは「第二種特定製品に

冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が第二十七条第一項」と、同項第三号中「第十一条第一項第一号、第四号又は第六号」とあるのは「第二十七条第一項第一号、第四号又は第六号」と、同条第二項中「第十一条第二項」とあるのは「第二十七条第二項」と、第十八条中「第九条から前条まで」とあるのは「第二十五条から第二十七条まで及び第二十八条において準用する第十二条から第十七条まで」と読み替えるものとする。

第二十九条 第二種フロン類回収業(使用済自動車に係る第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ)を行おうとする者は、その業務を行おうとする事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(登録の実施)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 回収しようとするフロン類の種類

四 第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

五 その他主務省令で定める事項

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第二種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第三十三条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

四 第二十九条第一項の登録を受けた者(以下「第二種フロン類回収業者」という。)で法人であるものが第三十三条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にその第二種フロン類回収業者の役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの

五 第三十三条において準用する第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録手続の特例)

第三十二条 国土交通大臣は、道路運送車両法第

七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者(以下「自動車分解整備事業者」という。)であつて第二十九条第一項の登録を受けようとするものが、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面に主務省令で定める書類を添えて申し出た場合において、その者に係る同条第二項第四号に掲げる事項が前条第一項に規定する基準に適合していないと認める場合又は当該書面若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合を除き、当該フロン類の回収の業務を行うとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該添付書類を添えて、その者に係る第二十九条第二項各号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を通知するものとする。

一 第二十九条第二項各号に掲げる事項  
二 その他国土交通省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る者について、第二十九条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならぬ。ただし、その者が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 国土交通大臣は、前項の規定により第二十九条第一項の登録を受けた者について次の各号に掲げる事由が生じたときは、その旨を第一項の規定による通知を行った都道府県知事に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、第一号に掲げる事由が生じた旨の通知を行う場合において、当該通知に係る事項について次条第二項において準用する第十三条第一項に規定する主務省令で定める書類があるときは、当該書類を添付するものとする。

一 第一項の規定による通知に係る事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があつた場合(次号に該当する場合を除く。)

二 その者の第二種特定製品に冷媒として充てられつていないフロン類の回収の用に供する設備が前条第一項に規定する基準に適合しなくなつたと認める場合  
三 その者について、次条第二項において準用する第十五条第一項の規定による届出があつた場合  
四 その者について、道路運送車両法第八十四条の規定により自動車分解整備事業の認証が効力を失つた場合又は同法第九十三条の規定により当該認証が取り消された場合  
五 第三十条第二項の規定は第二項本文の規定により登録をした場合に、前条第二項の規定は第二項ただし書の規定により登録をしないことを決定した場合に準用する。

5 国土交通大臣は、第一項の規定による申出をした者について同項の規定による通知をしないことを決定したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならぬ。

6 第二項及び第四項の規定は、第三項の規定により同項第一号に掲げる事由が生じた旨の通知があつた場合に準用する。

7 第二項の規定により登録を受けた第二種フロン類回収業者について、第三項前段の規定により同項第四号に掲げる事由が生じた旨の通知があつたときは、当該第二種フロン類回収業者があつたときは、当該第一種フロン類回収業者は、当該通知があつた日に、第三十条第一項の規定により登録を受けた都道府県知事に対して、当該第二種フロン類回収業者がその旨を通知しなければならぬ。

8 前項後段の規定による通知を受けた第二種フロン類回収業者に係る次条第一項において準用する第十二条第三項に規定する登録の有効期間は、次条第一項において準用する第十二条第一項の規定にかかわらず、当該通知があつた日から三月を経過する日に満了するものとする。

9 都道府県知事は、第一項又は第三項の規定による通知に係る者について、第二項(第六項において準用する場合を含む。)の規定により登録をしたとき、又は登録をしないことを決定したときは、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。(準用等)

第三十三条 第十二条から第十八条まで並びに第二十二條第一項及び第二項の規定は、第二種フロン類回収業者(次項に規定する第二種フロン類回収業者を除く。)について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第九條第一項」とあるのは「第二十九條第一項」と、同条第二項中「第九條第二項、第十條及び前条」とあるのは「第二十九條第二項、第三十條及び第三十一條」と、第十三條第一項中「第九條第二項各号」とあるのは「第二十九條第二項各号」と、同条第二項中「第十條及び第十一條」とあるのは「第三十條及び第三十一條」と、第十四條中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種フロン類回収業者登録簿」と、第十五條第一項中「都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業」とあるのは「第二種フロン類回収業」と、第十六條中「第十二條第一項若しくは前条第二項」とあるのは「第十三條第三項第一項において準用する第十二條第一項若しくは第十五條第二項」と、「次条第一項」とあるのは「第三十三條第一項において準用する第十二條第二項」と、第十七條第一項第二号中「第一種特定製品」とあるのは「第二種特定製品」と、「第十一條第一項」とあるのは「第三十一條第一項」と、同項第三号中「第十一條第一項第一号、第四号又は第六号」とあるのは「第三十一條第一項第一号、第四号又は第六号」と、同条第二項中「第十一條第二項」とあるのは「第三十一條第二項」と、第十八條中「第九

条から前条まで」とあるのは「第二十九條から第三十一條まで及び第三十三條第一項において準用する第十二條から第十七條まで」と、第二十二條第一項及び第二項中「第一種特定製品」とあるのは「使用済自動車に係る第一種特定製品」と読み替へるものとする。

2 第十三條第一項、第十四條から第十八條まで並びに第二十二條第一項及び第二項の規定は、前条第二項の規定により登録を受けた第二種フロン類回収業者について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第九條第二項各号」とあるのは「第三十二條第一項各号」と、「主務省令で定める軽微な」とあるのは「同項第一号に掲げる事項に係る変更にあつては主務省令で定める軽微なものを、同項第二号に掲げる事項に係る変更にあつては国土交通省令で定める軽微な」と、「その旨を都道府県知事」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣」と、第十四條中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種フロン類回収業者登録簿」と、第十五條第一項中「その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業」とあるのは「第二種フロン類回収業」と、第十六條中「第十二條第一項若しくは前条第二項」とあるのは「第三十三條第二項において準用する第十五條第二項」と、「次条第一項」とあるのは「第三十三條第二項において準用する第十七條第一項」と、第十七條第一項中「命ずることができ」とあるのは「命ずることができ」と、この場合において、都道府県知事は、あらかじめ、国土交通大臣に通知しなければならぬ」と、同項第二号中「第一種特定製品」とあるのは「第二種特定製品」と、「第十一條第一項」とある

よる通知に係る者について、第二項(第六項において準用する場合を含む。)の規定により登録をしたとき、又は登録をしないことを決定したときは、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。(準用等)

第三十三條 第十二條から第十八條まで並びに第二十二條第一項及び第二項の規定は、第二種フロン類回収業者(次項に規定する第二種フロン類回収業者を除く。)について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第九條第一項」とあるのは「第二十九條第一項」と、同条第二項中「第九條第二項、第十條及び前条」とあるのは「第二十九條第二項、第三十條及び第三十一條」と、第十三條第一項中「第九條第二項各号」とあるのは「第二十九條第二項各号」と、同条第二項中「第十條及び第十一條」とあるのは「第三十條及び第三十一條」と、第十四條中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種フロン類回収業者登録簿」と、第十五條第一項中「都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業」とあるのは「第二種フロン類回収業」と、第十六條中「第十二條第一項若しくは前条第二項」とあるのは「第十三條第三項第一項において準用する第十二條第一項若しくは第十五條第二項」と、「次条第一項」とあるのは「第三十三條第一項において準用する第十二條第二項」と、第十七條第一項第二号中「第一種特定製品」とあるのは「第二種特定製品」と、「第十一條第一項」とあるのは「第三十一條第一項」と、同項第三号中「第十一條第一項第一号、第四号又は第六号」とあるのは「第三十一條第一項第一号、第四号又は第六号」と、同条第二項中「第十一條第二項」とあるのは「第三十一條第二項」と、第十八條中「第九

条から前条まで」とあるのは「第二十九條から第三十一條まで及び第三十三條第一項において準用する第十二條から第十七條まで」と、第二十二條第一項及び第二項中「第一種特定製品」とあるのは「使用済自動車に係る第一種特定製品」と読み替へるものとする。

2 第十三條第一項、第十四條から第十八條まで並びに第二十二條第一項及び第二項の規定は、前条第二項の規定により登録を受けた第二種フロン類回収業者について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第九條第二項各号」とあるのは「第三十二條第一項各号」と、「主務省令で定める軽微な」とあるのは「同項第一号に掲げる事項に係る変更にあつては主務省令で定める軽微なものを、同項第二号に掲げる事項に係る変更にあつては国土交通省令で定める軽微な」と、「その旨を都道府県知事」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣」と、第十四條中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種フロン類回収業者登録簿」と、第十五條第一項中「その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業」とあるのは「第二種フロン類回収業」と、第十六條中「第十二條第一項若しくは前条第二項」とあるのは「第三十三條第二項において準用する第十五條第二項」と、「次条第一項」とあるのは「第三十三條第二項において準用する第十七條第一項」と、第十七條第一項中「命ずることができ」とあるのは「命ずることができ」と、この場合において、都道府県知事は、あらかじめ、国土交通大臣に通知しなければならぬ」と、同項第二号中「第一種特定製品」とあるのは「第二種特定製品」と、「第十一條第一項」とある

よる通知に係る者について、第二項(第六項において準用する場合を含む。)の規定により登録をしたとき、又は登録をしないことを決定したときは、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。(準用等)

のは「第三十一条第二項」と、同項第三号中「第三十一条第一項第一号、第四号又は第六号」とあるのは「第三十一条第一項第一号、第四号又は第六号」と、同条第二項中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項」と、第十八条中「第九号から前条まで」とあるのは「第二十九号から第三十二号まで並びに第三十三条第二項において準用する第十三条第一項及び第十四条から第十七条まで」と、第二十二條第一項及び第二項中「第一種特定製品」とあるのは「使用済自動車に係る第二種特定製品」と読み替えるものとする。

第三十四条 都道府県知事は、前条において準用する第二十二條第二項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

(第一種特定製品引取業者の引渡義務)

第三十五条 使用済自動車に係る第一種特定製品を廃棄しようとする者(以下「第一種特定製品廃棄者」という。)は、自ら又は他の者に委託して、第二種特定製品引取業者に対し、当該第二種特定製品を引き渡さなければならない。

(第二種特定製品引取業者の引取義務)

第三十六条 第二種特定製品引取業者は、第二種特定製品廃棄者から前条に規定する第二種特定製品の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該第二種特定製品を引き取らなければならない。

(第二種特定製品引取業者の引渡義務)

第三十七条 第二種特定製品引取業者は、前条の規定により引き取った第二種特定製品に冷媒としてフロン類が充てんされている場合には、第二種フロン類回収業者に対し、当該第二種特定製品が搭載されている自動車の製造等(第三十九条第一項に規定する製造等をいう。)をした者の氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した書類(以下「自動車フロン類管理書」という。)を添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

なければならない。

(第一種フロン類回収業者の引取義務)

第三十八条 第一種フロン類回収業者は、第二種特定製品引取業者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

(第二種フロン類回収業者の引取義務)

第三十九条 第二種フロン類回収業者は、前条第一項の規定によりフロン類を再取得したときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合その他主務省令で定める場合を除き、次条第一項の規定により当該フロン類を引き取るべき自動車製造業者等(自動車の製造等製造する行為が他の者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。)の委託主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)を受けて行うものを除く。)を輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。)又は製造する行為若しくは輸入する行為を他の者に対し委託をする行為をいう。以下同じ。)を業として行う者をいう。以下同じ。)に対し、第三十七条の規定により添付された自動車フロン類管理書に主務省令で定める事項を記載し、これを添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

(第二種フロン類回収業者の引渡義務)

第四十条 自動車製造業者等指定義務者を含む(以下「指定義務者」という。)に対し、前項の規定の例により当該フロン類を引き渡さなければならない。

(自動車製造業者等の引渡義務)

第四十一条 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五条第二号に規定するフロン類破壊業者に

で定めるところにより、主務大臣が指定する者(以下「指定義務者」という。)に対し、前項の規定の例により当該フロン類を引き渡さなければならない。

(自動車製造業者等の引渡義務)

第四十二条 都道府県知事は、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者に対し、第三十六条の規定による第二種特定製品の引取り、第三十八条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第三十七条若しくは第三十九条第一項若しくは第二項の規定によるフロン類の引渡の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(自動車製造業者等の引渡義務)

第四十三条 都道府県知事は、第二種フロン類回収業者が第三十八条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第三十九条第三項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第二種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

(自動車製造業者等の引渡義務)

第四十四条 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五条第二号に規定するフロン類破壊業者に

(自動車製造業者等の引渡義務)

第四十五条 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五条第二号に規定するフロン類破壊業者に

(自動車製造業者等の引渡義務)

第四十六条 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五条第二号に規定するフロン類破壊業者に

(自動車製造業者等の引渡義務)

第四十七条 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五条第二号に規定するフロン類破壊業者に

対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

(自動車製造業者等の引渡義務)

第四十八条 都道府県知事は、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者に対し、第三十六条の規定による第二種特定製品の引取り、第三十八条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第三十七条若しくは第三十九条第一項若しくは第二項の規定によるフロン類の引渡の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(自動車製造業者等の引渡義務)

第四十九条 都道府県知事は、第二種フロン類回収業者が第三十八条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第三十九条第三項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第二種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

(自動車製造業者等の引渡義務)

第五十条 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五条第二号に規定するフロン類破壊業者に

(自動車製造業者等の引渡義務)

第五十一条 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五条第二号に規定するフロン類破壊業者に

(自動車製造業者等の引渡義務)

第五十二条 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五条第二号に規定するフロン類破壊業者に

(自動車製造業者等の引渡義務)

第五十三条 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五条第二号に規定するフロン類破壊業者に



製造業者等に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

4 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条第一項に規定する引取り又は引渡しをしない第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者があるときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

5 主務大臣は、正当な理由がなくて前条第二項に規定する引取り又は引渡しをしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

6 都道府県知事は、第一項又は第四項の規定による勧告を受けた第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

7 主務大臣は、第三項又は第五項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 フロン類の破壊  
(フロン類破壊業者の許可)

第四十四条 特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地  
三 破壊しようとするフロン類の種類  
四 フロン類の破壊の用に供する施設(以下「フロン類破壊施設」という。)の種類、数、構造及びその破壊の能力  
五 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法  
六 その他主務省令で定める事項

(許可の基準)

第四十五条 主務大臣は、前条第一項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。  
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの  
ロ この法律又はこの法律に基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  
ハ 第四十九条の規定により許可を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者  
ニ 前条第一項の許可を受けた者(以下「フロン類破壊業者」という。)で法人であるものが第四十九条の規定により許可を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にそのフロン類破壊業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

ホ 第四十九条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  
ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(許可の更新)

第四十六条 第四十四条第一項の許可は、五年ご

とにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十四条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の許可等)

第四十七条 フロン類破壊業者は、第四十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第四十五条の規定は、前項の許可について準用する。

3 フロン類破壊業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第四十四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第四十八条 フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人  
二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者  
三 法人が破産により解散した場合 その破産

管財人  
四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人  
五 フロン類の破壊の業務を廃止した場合 フロン類破壊業者であつた個人又はフロン類破壊業者であつた法人を代表する役員  
六 フロン類の破壊の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合 フロン類破壊業者である個人又はフロン類破壊業者である法人を代表する役員

2 フロン類破壊業者が前項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至つたときは、当該フロン類破壊業者に対する第四十四条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第四十九条 主務大臣は、フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段によりフロン類破壊業者の許可を受けたとき。  
二 その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理の方法が第四十五条第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。  
三 第四十五条第二号イ、ニ又はヘのいずれかに該当することとなつたとき。  
四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分を違反したとき。

(フロン類破壊業者名簿)

第五十条 主務大臣は、第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに許可年月日及び許可番号を記載したフロン類破壊業者名簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(主務省令への委任)

第五十一条 第四十四条から前条までに定めるもののほか、フロン類破壊業者の許可に関し必要

とにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十四条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の許可等)

第四十七条 フロン類破壊業者は、第四十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第四十五条の規定は、前項の許可について準用する。

3 フロン類破壊業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第四十四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第四十八条 フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人  
二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者  
三 法人が破産により解散した場合 その破産

な事項については、主務省令で定める。

(フロン類破壊業者の破壊義務等)

第五十二条 フロン類破壊業者は、第一種フロン類回収業者又は自動車製造業者等から第二十一条第一項又は第四十一条第一項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 フロン類破壊業者は、前項の規定によりフロン類を引き取ったときは、主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。

3 フロン類破壊業者は、第一項の規定による引取りに係るフロン類の破壊に要する費用に関して、第一種フロン類回収業者及び自動車製造業者等に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類回収業者及び自動車製造業者等は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

第五十三条 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 フロン類破壊業者は、第一種特定製品廃棄業者、第二種フロン類回収業者、第二種特定製品廃棄業者、第二種特定製品回収業者、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第五十四条 主務大臣は、フロン類破壊業者に対

し、第五十二条第一項の規定によるフロン類の引取り又は同条第二項の規定によるフロン類の破壊の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は破壊の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第五十五条 主務大臣は、フロン類破壊業者が第五十二条第二項に規定するフロン類の破壊に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 費用負担

(第一種特定製品廃棄業者の費用負担)

第五十六条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄業者から第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品廃棄業者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊を行う場合に必要となる費用(次項において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。

2 第一種特定製品廃棄業者は、前項の規定による第一種フロン類回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(第二種フロン類回収業者に支払う料金)

第五十七条 第二種フロン類回収業者は、主務省

令で定めるところにより、自動車製造業者等に対し、第三十九条第一項又は第二項の規定により自動車製造業者等に引き渡したフロン類の回収及び当該フロン類を引き渡すために行う運搬に要する費用に関し、第二種特定製品に係るフロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務大臣が定める基準に従って自動車製造業者等が定める料金を請求することができる。

2 自動車製造業者等は、前項の規定による請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じて料金を支払わなければならない。

3 自動車製造業者等は、前項に規定する料金の支払に関する事務を他の者に委託して行うことができる。

(第二種フロン類回収業者に支払う料金の公表)

第五十八条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(第二種フロン類回収業者に支払う料金に関する勧告等)

第五十九条 主務大臣は、自動車製造業者等が前条の規定により公表した料金が第五十七条第一項に規定する基準を著しく逸脱していると認めるときその他第二種特定製品に係るフロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(自動車を運行の用に供する者の費用負担)

第六十条 自動車製造業者等は、第五十七条第二

項の規定により支払う料金及び第四十条第一項の規定により引き取ったフロン類の破壊に要する費用(次項において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、その製造等をした自動車を運行の用に供する者に対し、適正な料金を請求することができる。

2 自動車を運行の用に供する者は、前項の規定による請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(自動車を運行の用に供する者に請求する料金の公表)

第六十一条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条第一項の規定により自動車を運行の用に供する者に対し請求する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(自動車を運行の用に供する者に請求する料金に関する勧告等)

第六十二条 主務大臣は、自動車製造業者等が前条の規定により公表した料金について、第二種特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の適正かつ確実な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(自動車フロン類管理書の保存等)

第六十三条 第二種特定製品回収業者は、第三十七条の規定により第二種フロン類回収業者に引き渡したフロン類に添付した自動車フロン類管理書の写しを当該引渡しを行った日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第二種フロン類回収業者は、第三十九条第一

項又は第二項の規定により自動車製造業者等に引き渡したフロン類に添付した自動車フロン類管理書の写しを当該引渡しを行った日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 自動車製造業者等は、第四十条第一項の規定により引き取ったフロン類に添付された自動車フロン類管理書を当該引取りを行った日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄業者又は自動車製造業者等から、これらの者に係る第一項又は第二項の規定により保存する自動車フロン類管理書の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(勸告及び命令)

第六十四条 都道府県知事は、第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者が、自動車フロン類管理書に関し、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第二項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し、報告を求め、又は必要な措置をとるべき旨の勸告をすることができ。

2 都道府県知事は、前項の規定による勸告を受けた第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勸告に係る措置をとらなかつたときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し、その勸告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、自動車製造業者等が、前条第三項の規定を遵守していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、報告を求め、又は必要な措置をとるべき旨の勸告をすることができ。

4 主務大臣は、前項の規定による勸告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその

勸告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勸告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章 雑則

(フロン類の放出の禁止)

第六十五条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。

(表示)

第六十六条 特定製品の製造等を業として行う者は、当該特定製品を販売する時までに、当該特定製品に冷媒として充てんされているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。

二 当該特定製品が当該特定製品が第二種特定製品である場合にあっては、使用済自動車に係るもの(を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること)。

三 当該フロン類の種類及び数量

(特定製品の整備の際の遵守事項)

第六十七条 第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第二十一条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準に従って行わなければならない。

2 第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、第三十八条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第三十九条第三項に規定するフロン類の運搬に関する基準に従って行わなければならない。

(主務大臣によるフロン類製造業者等への協力要請)

第六十八条 主務大臣は、フロン類又は特定製品の製造等を行う事業者に対し、第五条に規定する責務にのっとりフロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うよう努めることを要請するとともに、国が第七十条に規定する責務にのっとり講ずる措置並びに第七十六条及び第七十七条の規定により講ずる措置に関し、フロン類及び特定製品に係る技術的知識の提供、フロン類の回収及び破壊の促進に関する啓発及び知識の普及その他フロン類の適正かつ確実な回収及び破壊を推進するために必要な協力を求めるように努めるものとする。

(都道府県知事に対する情報の提供その他の措置)

第六十九条 経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣は、第二種特定製品引取業者の登録及び第二種フロン類回収業者の登録の円滑な実施に資するため、都道府県知事に対し、自動車の販売を行う事業者、自動車分解整備事業者、自動車の解体を行う事業者その他の事業者であつて、第二種特定製品の引取り又は第二種特定製品に係るフロン類の回収を業として行おうとするものに関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第七十条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又はフロン類破壊業者に対し、フロン類の回収又は破壊の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第七十一条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定め

るところにより、その職員に、第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求)

第七十二条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等、フロン類破壊業者、第一種特定製品の整備を行う者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(フロン類に関する情報の公表)

第七十三条 主務大臣は、第二十二條第三項若しくは第三十四條の規定による通知又は第五十三條第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

(環境大臣によるフロン類破壊業者に関する調査請求)

第七十四条 環境大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊その他のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の保全を目的とする法令に違反した場合、当該フロン類破壊業者が第五十二条第二項に規定するフロン類の破壊に関する基準に違反していないかどうかを調査するよう主務大臣に求めることができる。

(国の援助)

第七十五条 国は、フロン類の回収及び破壊を促進するために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第七十六条 国は、フロン類の回収及び破壊を促進してフロン類の大气中への排出を抑制するためには、事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、フロン類の回収及び破壊の促進に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する団体が自発的に行うフロン類の回収及び破壊に資する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第七十七条 国は、フロン類の回収及び破壊に関する技術の研究開発、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの研究開発その他フロン類に係る環境の保全上の支障の防止に関する研究開発の推進並びにその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換の促進等)

第七十八条 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(主務大臣等)

第七十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第三条に規定する指針のうち第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項及び第一種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る第七十二条の規定による資料の提出の要

求に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、第三十二条第一項及び第三項第一号、第三十三条第二項において準用する第十三条第一項及び第十八条、第三十八条第二項並びに第三十九条第三項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。(権限の委任等)

第八十条 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局長に委任することができる。

2 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

3 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、陸運支局長に委任することができる。

4 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第二章に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。(経過措置)

第八十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項、第二十五条第一項又は第二十九条第一項の規定に違反して登録を受けな

五 不正の手段によつて第四十四条第一項の許可(第四十六条第一項の許可の更新を含む。)を受けた者

六 第四十七条第一項の規定に違反して第四十条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

七 第四十九条の規定による業務の停止の命令に違反した者

八 第六十五条の規定に違反して特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大气中に放出した者

第九 第八十三条 第二十四条第三項、第四十三条第六項若しくは第七項、第五十五条第三項、第五十九条第二項、第六十二条第二項又は第六十四条第二項若しくは第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十 第八十四条 第十三条第一項(第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。)又は第四十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十一 第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項(第三十三條において準用する場合を含む。)(又は第五十三條第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

二 第二十二條第二項(第三十三條において準

用する場合を含む。)(第五十三條第三項又は第七十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六十三條第一項から第三項までの規定に違反して、自動車フロン類管理書又はその写しを保存しなかつた者

四 第七十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第八十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十二条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十五条第一項(第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。)(又は第四十条第一項の規定による届出を怠つた者

二 第六十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第二条、第九条から第十八条まで、第四十四条から第五十一条まで、第七十条(第一種フロン回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)(第七十一条第一種フロン回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)(第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第一号(第九條第一項に係る部分に限る。)(第二号(第九條第一項に係る部分に限る。)(第三号(第二十八条及び第三十三条において準用する第十七条第一項に係る部分を除く。)(及び第四号から第七号まで、第八十四条(第二十八条及び第三十三

分を除く。)、第八十五条第二号(第七十条第一号)を除く。)、第八十五条第二号(第七十条第一号)に係る部分に限る。)、及び第四号(第七十一条第一号)に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条第一号(第二十八号)及び第三十三号(第三十三号)において準用する第十五条第一項に係る部分を除く。)、並びに次条第一項から第四項までの規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三十三号において準用する第二十二号第一項及び第二項、第三十四号から第三十八号まで、第三十九号(同条第二項の規定による指定に係る部分を除く。)、第四十号から第四十三号まで、第五十二号(第一種フロン類回収業者からのフロン類の引取り及びその破壊に係る部分を除く。)、第五十七号から第六十四号まで、第六十七号第二項、第七十条(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第七十一条(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第八十三号(第二十四号第三項及び第五十五号第三項に係る部分を除く。)、並びに第八十五条第一号(第三十三号において準用する第二十二号第一項に係る部分に限る。)、第二十二号(第三十三号において準用する第二十二号第二項に係る部分及び第七十条(自動車製造業者等に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第三号及び第四号(第七十一条第一号)中自動車製造業者等に係る部分に限る。の)の規定、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(の翌日から平成十四年十月三十一日まで)の間において政令で定める日

三 第七十八号並びに附則第四条及び第五条の規定、公布の日

(経過措置)  
第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に第一種フロン類回収業者を行っている者は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経

過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日までの間(当該期間内に第十一号第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、第九号第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き第一種フロン類回収業者を行うことができる場合において、同項に規定する期間を経過する日(同項後段の場合にあっては、同項後段の登録又は登録の拒否の処分の日)が施行日以後の日となるときは、その者を当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、第十七号第一項(登録の取消)に係る部分を除く。及び第二項、第十九号から第二十一条まで、第二十二号第一項及び第二項、第二十三号、第二十四号、第五十二号第一項及び第三項、第五十三号第二項、第五十六号並びに第七十条から第七十二条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

3 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定製品に冷媒として充てられているフロン類の破壊を業として行っている者は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日までの間(当該期間内に第四十四号第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項の規定により引き続き特定製品に冷媒として充てられているフロン類の破壊を業として行うことができる場合において、同項に規定

する期間を経過する日(同項後段の場合にあっては、同項後段の許可又は不許可の処分の日)が施行日以後の日となるときは、その者を主務大臣の許可を受けたフロン類破壊業者とみなして、第二十一条第一項、第二十二号第一項及び第二項、第四十九号(許可の取消)に係る部分を除く。)、第五十二条から第五十五条まで、第五十六条第一項、第七十条から第七十二条まで並びに第七十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

5 この法律の施行の際現に第二種特定製品引取業者を行っている者は、施行日から前条第二号に規定する政令で定める日の前日までの間(当該期間内に第二十七号第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分の日までの間)は、第二十五号第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

6 前項後段の規定により引き続き第二種特定製品引取業者を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第二種特定製品引取業者とみなして、第二十八号において準用する第十七号第一項(登録の取消)に係る部分を除く。及び第二項、第三十五号から第三十七号まで、第三十八号第一項、第四十二号第一項、第四十三号第四項及び第六項、第五十三号第二項、第六十三号第一項及び第四項、第六十四号第一項及び第二項並びに第七十条から第七十二条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

7 この法律の施行の際現に第二種フロン類回収業者を行っている者は、施行日から前条第二号に規定する政令で定める日の前日までの間(当該期間内に第三十一号第一項若しくは第三十二号第二項ただし書の規定による登録を拒否する処

分又は同条第一項の規定による通知をしないこととの決定があったときは、当該処分又は決定の日までの間)は、第二十九号第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請又は第三十二号第一項の規定による申出をした場合において、その期間を経過したときは、その申請又は申出について登録若しくは登録の拒否の処分又は同項の規定による通知をしないこととの決定があるまでの間も、同様とする。

8 前項後段の規定により引き続き第二種フロン類回収業者を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第二種フロン類回収業者とみなして、第三十三号において準用する第十七号第一項(登録の取消)に係る部分を除く。及び第二項、第三十三号において準用する第二十二号第一項及び第二項、第三十七号から第三十九号まで、第四十条第一項、第四十二号第一項、第四十三号第一項、第四項及び第六項、第五十三号第二項、第五十七号第一項、第六十三号第一項、第二項及び第四項、第六十四号第一項及び第二項並びに第七十条から第七十二条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第三号 施行日から附則第一条第二号に規定する政令で定める日の前日までの間における第八十二条の規定の適用については、同条第八号中「特定製品」とあるのは、「第一種特定製品」とする。

(検討)

第四条 政府は、第二種特定製品に関し、第六十条の規定により自動車製造業者等がその製造等を行った自動車を運行の用に供する者に対して費用の負担を求めるとして速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第二種特定製品に冷媒として充てん

されているフロン類の回収及び破壊については、使用済自動車の循環的な利用の中で一体的に行われることが適当であることにかんがみ、使用済自動車の循環的な利用に関する法律の検討に当たっては、この法律の第二種特定製品からのフロン類の回収及び破壊に関する規定について廃止を含めた見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条 政府は、冷媒以外の用途に使用されているフロン類の回収及び破壊等に関する調査研究を推進し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、特に、断熱材に含まれるフロン類の回収及び破壊等については、速やかに調査研究を推進し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六月十四日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、温泉法の一部を改正する法律案
- 一、浄化槽法の一部を改正する法律案

温泉法の一部を改正する法律案  
温泉法の一部を改正する法律案

温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

- 目次
- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 温泉の保護(第三条―第十二条)
- 第三章 温泉の利用(第十三条―第二十七条)
- 第四章 諮問及び聴聞(第二十八条・第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条―第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条―第三十九条)
- 附則

第一条に見出しとして「(目的)」を付する。  
第二条に見出しとして「(定義)」を付し、同条第一項中「ゆう出する」を「ゆう出する」に改める。  
第三条に見出しとして「(土地の掘削の許可)」を付し、同条第一項中「ゆう出させる」を「ゆう出させる」に改め、「掘き、くしゅう」を「掘削しよう」に改め、「環境省令」を「環境省令」に改め、同条第二項中「掘き、く」を「掘削」に改め、同条第三項中「許可を与える」を「同項の許可をしようとする」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。  
(許可の基準)  
第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。  
一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。  
二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。  
三 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。  
四 申請者が第七条第一項第三号の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。  
五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。  
(許可の有効期間等)  
第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。  
2 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

(工事の完了又は廃止の届出)  
第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。  
2 前項の規定による届出があつたときは、第三条第一項の許可は、その効力を失う。  
第二十七条から第三十条までを削る。  
第二十六条中「これを」を削り、同条の条名を削る。  
第二十五条中「前三条」を「第三十四条から前条まで」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。  
第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。  
一 第十七条第一項の届出を怠つた者  
二 第二十条の規定に違反した者  
第二十四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「これを五千元」を「三十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。  
一 第六条第一項、第十四条第三項又は第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
第二十四条第三号中「第十七条第一項又は第二項」を「第二十四条第一項又は第三十一条第一項」に改め、「当該官吏又は吏員の」を削り、「又は忌避した」を「若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした」に改め、同条を同条第六号とし、同条第二号中「第十六条」を「第二十四条第一項又は第三十条」に改め、同条を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 第十四条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者  
三 第十四条第二項の規定に違反した者(前号の規定に該当する者を除く。)  
四 第二十三条の規定に違反した者  
第二十四条を第三十七条とする。  
第二十三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、「五千元」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第六条(第八条第二項)において準用する場合を含む。」、第七条(第八条第二項及び第二十九条第二項)を「第七条第二項若しくは第八条(これらの規定を第九条第二項)に、「第九条又は第十八条」を「第十条第一項又は第二十七條第二項」に、「従わない」を「違反した」に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の二号を加える。  
三 第十五条第一項の規定に違反して登録を受けずに温泉成分分析を行つた者  
四 不正の手段により第十五条第一項の登録を受けた者  
第二十三条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。  
第三十六条 第十四条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。  
第二十一条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、「これを」を削り、「二万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「刑は」を「罪を犯した者には」に、「これを」を「懲役及び罰金を」に改め、同条を第三十四条とする。  
第五章を第六章とする。  
第二十一条に見出しとして「(聴聞の特例)」を付し、同条第一項中「都道府県知事が、第六条(第八条第二項)を「都道府県知事は、第七条第二項(第九条第二項)に、「第九条第一項又は第十八条」を「第十条第一項又は第二十七條第二項」に改め、同条第二項中「第五条(第八条第二項)において準用する場合を含む。」、第六条(第八条第二項)を「第七条(第九条第二項)に、「第九条第

掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。



一項又は第十八条を「第十条第一項又は第二十七條」に改め、第四章中同条を第二十九條とする。

第二十条に見出しとして「審議会その他の合議制の機関への諮問」を付し、同条中「第四条（第八條第二項）を「第四条第一項（第九條第二項）」に、「第六條第八條第二項」を「第七條第九條第二項」に、「第八條第一項又は第九條」を「第九條第一項又は第十條第一項」に改め、同条を第二十八條とする。

第十九條を削る。

第五章 雑則

(報告徴収)

第三十條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求め、これを求めることができる。

2 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、工業用に利用する目的で温泉源から温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求め、これを求めることができる。

(立入検査)

第三十一條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉を工業用に利用

する施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3 第二十四條第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

第三十二條 第三章、第二十九條第一項（第二十七條第二項の規定による処分に係る部分に限る。）、第三十條第一項（温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）、又は前条第一項（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五條第一項の政令で定める市（次項において「保健所を設置する市」という。）、又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(経過措置)

第三十三條 前条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十六條から第十八條の三までを削る。

第十五條に見出しとして「改善の指示」を付し、同条中「環境省令の」を「環境省令で」に改め、第三章中同条を第二十六條とし、同条の次に次の一条を加える。

(許可の取消し等)

第二十七條 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十三條第一項の許可を取り消すことができる。

一 公衆衛生上必要があると認めるとき。

二 第十三條第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十三條第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対し、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十四條に見出しとして「地域の指定」を付し、同条中「温泉利用施設」の下に「（温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう以下同じ。）」を加え、同条を第二十五條とする。

第十三條に見出しとして「（温泉の成分等の揭示）」を付し、同条中「見易い」を「見やすい」に、「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の規定による揭示は、次条第一項の登録を受けた者以下「登録分析機関」というのを行う温泉成分分析（当該揭示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による揭示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る揭示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

第十三條を第十四條とし、同条の次に次の十條を加える。

第十五條 温泉成分分析を行う者又は、その温泉成分分析を行う施設（以下「分析施設」という。）について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 分析施設の名称及び所在地

三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能

四 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。

一 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができる。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十一條（第三号を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

5 都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により

通知しなければならない。

(変更の届出)

第十六条 登録分析機関は、前条第二項各号に掲げる事項に変更(環境省令で定める軽微なものを除く)があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第十七条 登録分析機関は、温泉成分分析の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該登録分析機関の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十八条 都道府県知事は、前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十一条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。

(登録分析機関登録簿の閲覧)

第十九条 都道府県知事は、登録分析機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録分析機関の標識)

第二十条 登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(登録の取消)

第二十一条 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第十五条第一項及び第二項、第十六条、第十七条第一項、前条、次条並びに第二十三条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 第十五条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
- 三 第十五条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 不正の手段により第十五条第一項の登録を

受けたとき。

(環境省令への委任)

第二十二條 第十五条から前条までに定めるもののほか、登録の手続、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に必要事項は、環境省令で定める。

(温泉成分分析の求めに應ずる義務)

第二十三條 登録分析機関は、温泉成分分析の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十四條 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に必要の報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十二条に見出しとして「(温泉の利用の許可)」を付し、同条第一項中「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第四条第二項の規定は、第一項の許可をしたときに準じて準用する。

第十二条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十七條第一項第三号の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第十二条を第十三条とする。

第十一条に見出しとして「(他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令)」を付し、同条第一項中「温泉をゆう出させる」を「都道府県知事は、温泉をゆう出させる」に、「を掘さくしたため」を「が掘削されたことにより」に、「ゆう出量」を「ゆう出量」に、「を及ぼす」を「が及ぶ」に、「都道府県知事は、土地を掘さくした」を「その土地を掘削した」に、「阻止する」を「防止する」に改め、「措置を」の下に「講ずべきこと」を加え、同条第二項中「都道府県知事が」を「都道府県知事は」に、「基づく」を「基づく」に、「掘さくした」を「掘削した」に改め、第二章中同条を第十二条とする。

第十条に見出しとして「(環境大臣への協議等)」を付し、同条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条に見出しとして「(温泉の採取の制限に関する命令)」を付し、同条第一項中「温泉源保護の」を「温泉源を保護する」に、「温泉源より」を「温泉源から」に改め、同条を第十条とする。

第八条に見出しとして「(増掘又は動力の装置の許可)」を付し、同条第一項中「ゆう出路」を「ゆう出路」に、「ゆう出量」を「ゆう出量」に、「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条第二項中「前四條」を「第四条から前条まで」に改め、「装置」の下に「の許可」を加え、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項第一号及び第二号、第五条第二項、第六条第一項並びに第七条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘又は動力の装置が行わ

れた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替へるものとする。

第八条を第九条とする。

第七条に見出しとして「(原状回復命令)」を付し、同条中「第三条第一項の許可が取り消されたとき、又は許可を受けて掘さくした」を「都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた」に、「ゆう出しない」を「ゆう出しない」に改め、「都道府県知事は」を削り、「土地を掘さくした」を「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した」に改め、「また」を削り、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(許可の取消し等)

第七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔掘削等の許可に関する経過措置〕

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に係る当該許可については、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第五条(新法第九条第二項において準用する場合を含む。)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に対する新法第七条第一項(新法第九条第二項において準用する場合を含む。)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の許可を受けている者に対する新法第二十七條第一項の規定による許可の取消しについては、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定によりされている告示については、新法第十四条第二項及び第三項の規定は適用しない。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)

第十一部 環境委員会会議録第十五号 平成十三年六月十四日【参議院】

第七条 伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「虞」を「おそれ」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「掘さく」を「掘削」に改める。

浄化槽法の一部を改正する法律案  
浄化槽法の一部を改正する法律  
浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に改める。

第四十二条第一項中「二」を「いづれかに」に改め、同項第二号中「環境省令で定めるところにより」を削り、「が認定した講習会」を「指定講習機関」という。が国土交通省令・環境省令で定めるところにより行う浄化槽工事に必要知識及び技能に関する講習(以下この章において「講習」という。)に改め、同条第五項を削る。

第四十三条第四項中「指定する者に」を「指定する者(以下この章において「指定試験機関」という。に)」に改め、「事務」の下に「(以下この章において「試験事務」という。を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 国土交通大臣は、浄化槽設備士試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、  
7 国土交通大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて浄化槽設備士試験を受けることができないものとする。ことができ、  
第四十三条の次に次の二十七条を加える。

(指定試験機関の指定)

第四十三条の二 指定試験機関の指定は、主務省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、他に前条第四項の規定により指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいづれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。  
一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。  
二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第四十三条の十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。  
四 申請者の役員のうち、次のいづれかに該当する者があること。  
イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者  
ロ 次条第二項の命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定試験機関の役員及び解任)  
第四十三条の三 指定試験機関の役員を選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 主務大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。若しくは第四十三条の五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任を命ずることができ、

(事業計画の認可等)  
第四十三条の四 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第四十三条第四項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)  
第四十三条の五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この章において「試験事務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(指定試験機関の浄化槽設備士試験委員)  
第四十三条の六 指定試験機関は、浄化槽設備士試験の問題の作成及び採点を浄化槽設備士試験委員(以下この条及び第四十三条の八第一項において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、主務省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

三五

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 第四十三条の三第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。  
(受験の停止等)

第四十三条の七 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、浄化槽設備士試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第四十三条第六項及び第七項の規定の適用については、同条第六項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは、「その試験」と、同条第七項中「前項」とあるのは、「前項又は第四十三条の七第一項」とする。  
(秘密保持義務等)

第四十三条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。  
(帳簿の備付け等)

第四十三条の九 指定試験機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。  
(監督命令)

第四十三条の十 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ、  
(試験事務の休廃止)

第四十三条の十一 指定試験機関は、主務大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。  
(指定の取消し等)

第四十三条の十二 主務大臣は、指定試験機関が第四十三条の二第三項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
一 第四十三条の二第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。  
二 第四十三条の三第二項(第四十三条の六第四項において準用する場合を含む。)、第四十三条の五第三項又は第四十三条の十の規定による命令に違反したとき。  
三 第四十三条の四、第四十三条の六第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第四十三条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。  
五 次条第一項の条件に違反したとき。  
(指定等の条件)

第四十三条の十三 第四十三条第四項、第四十三條の三第一項、第四十三條の四第一項、第四十三條の五第一項又は第四十三條の十一の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。  
(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第四十三條の十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(浄化槽設備士試験の結果について

の処分を除く。)又は不作為については、主務大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができ、  
(国土交通大臣による試験事務の実施)

第四十三條の十五 国土交通大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 国土交通大臣は、指定試験機関が第四十三條の十一の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十三條の十二第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。  
(公示)

第四十三條の十六 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。  
一 第四十三條第四項の規定による指定をしたとき。  
二 第四十三條の十一の規定による許可をしたとき。  
三 第四十三條の十二の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を国土交通大臣が行うこととするとき、又は国土交通大臣が行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。  
(主務省令への委任)

第四十三條の十七 第四十三條から前条までに規定するもののほか、浄化槽設備士試験の試験科目、受験手続その他浄化槽設備士試験の実施に関し必要な事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務に関し必要な事項は、主務省令で定め、

める。  
(指定講習機関の指定)

第四十三條の十八 指定講習機関の指定は、主務省令で定めるところにより、講習を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、前項の申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。  
一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
二 前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。  
一 申請者が、民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。  
二 申請者がその行う講習に関する業務(以下この章において「講習業務」という。)以外の業務により講習業務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第四十三條の二十五の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。  
四 申請者の役員のうちに、この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があること。  
(事業計画の認可等)

第四十三條の十九 指定講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第四十二條第一項第二号の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定講習機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(講習業務規程)

第四十三條の二十 指定講習機関は、講習業務の開始前に、講習業務の実施に関する規程(以下この章において「講習業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした講習業務規程が講習業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定講習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の地位)

第四十三條の二十一 講習業務に従事する指定講習機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第四十三條の二十二 指定講習機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに講習業務に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十三條の二十三 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(講習業務の休廃止)

第四十三條の二十四 指定講習機関は、主務大臣の許可を受けなければ、講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第四十三條の二十五 主務大臣は、指定講習機関が第四十三條の十八第三項各号(第三号を除

く)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十三條の十八第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第四十三條の十九又は前條の規定に違反したとき。

三 第四十三條の二十第一項の認可を受けた講習業務規程によらないで講習業務を行つたとき。

四 第四十三條の二十第三項又は第四十三條の二十三の規定による命令に違反したとき。

五 次條第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第四十三條の二十六 第四十二條第一項第二号、第四十三條の十九第一項、第四十三條の二十第一項又は第四十三條の二十四の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(公示)

第四十三條の二十七 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十二條第一項第二号の規定による指定をしたとき。

二 第四十三條の二十四の規定による許可をしたとき。

三 第四十三條の二十五の規定により指定を取り消し、又は講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(主務大臣等)

第四十三條の二十八 この章における主務大臣

は、国土交通大臣及び環境大臣とする。ただし、第四十三條の五第一項及び第三項、第四十三條の六第三項、第四十三條の十一並びに第四十三條の十四に規定する主務大臣は、国土交通大臣とする。

2 この章における主務省令は、国土交通省令・環境省令とする。ただし、第四十三條の五第二項、第四十三條の六第二項及び第三項、第四十三條の九並びに第四十三條の十七に規定する主務省令は、国土交通省令とする。

3 国土交通大臣は、前項ただし書に規定する国土交通省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

第四十五條第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「環境省令で定めるところにより」を削り、「が認定した講習会」を「指定講習機関」と改め、同項第三号中「指定講習機関」というのが環境省令で定めるところにより行う浄化槽の保守点検に必要知識及び技能に関する講習(以下この章において「講習」という。)に改める。

第四十六條第四項中「指定する者に」を「指定する者(以下この章において「指定試験機関」という。))に」に改め、「事務」の下に「(以下この章において「試験事務」という。))」を加え、同條第五項を削り、同條第六項を同條第五項とし、同條に次の二項を加える。

6 環境大臣は、浄化槽管理士試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

7 環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて浄化槽管理士試験を受けることができなものとすることができる。

第四十六條の次に次の二條を加える。

(準用)  
第四十六條の二 第四十三條の二の規定は第四十六條第四項の規定による指定について、第四十

三條の三から第四十三條の十七までの規定は指定試験機関について、第四十三條の十八の規定は第四十五條第一項第二号の規定による指定について、第四十三條の十九から第四十三條の二十七までの規定は指定講習機関について準用する。この場合において、第四十三條の六の見出し中「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「浄化槽管理士試験委員」と、同條第一項中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「浄化槽管理士試験委員」と、第四十三條の七第一項及び第四十三條の十四中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、第四十三條の十五及び第四十三條の十六第四号中「国土交通大臣」とあるのは「環境大臣」と、第四十三條の十七中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と読み替へるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(主務大臣等)

第四十六條の三 前條において準用する第四十三條の二から第四十三條の二十七までに規定する主務省令は、主務大臣は、環境大臣とする。

2 前條において準用する第四十三條の二から第四十三條の二十二までに規定する主務省令は、環境省令とする。

第四十八條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者は、浄化槽管理士の資格を有する者を浄化槽の保守点検の業務に従事させなければならない。

第五十條第一項中「次の各号に」を「次に」に、「の規定により、国土交通大臣及び環境大臣又は環境大臣の指定する者」を「に規定する指定試験機関」に、「指定された者」を「指定試験機関」に改め、同條第二項中「指定された者」を「指定試験機関」に改める。

第五十三條第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同條第六号及び第七号を次のように改め

第七号を次のように改め

る。

六 第四十二条第一項第二号又は第四十五条第一項第二号に規定する指定講習機関

七 第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関

第五十三条第一項第八号及び第九号を削り、同条第二項中「第九号まで」を「第七号まで」に改める。

第五十四条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第四十三条の十二(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による指定試験機関の指定の取消し

六 第四十三条の二十五(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による指定講習機関の指定の取消し

第五十九条中「一に」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百五十万円」に改める。

第六十四条中「一に」を「いずれかに」に、「五十万円」を「十五万円」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十三条中「第五十九条から前条まで」を「第五十九条、第六十二条、第六十三条及び第六十四条(第八号を除く。)」に改め、同条を第六十六条とする。

第六十二条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第七号中「虚偽の」を「若しくは虚偽の」に改め、同条第八号中「第四十三条第七項又は第四十六条第六項の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は」を「第四十三条第五項又は第四十六条第五項の規定に違反して」に改め、同条第十号中「第五十三条第一項」の下に「第六号又は第七号に係る部分を除く。」を加え、同条第十一号中「第五十三条第二項」の下に「同条第一項第六号又は第七号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。」を加え、「同項」を「同条第二項」に改め、同条を第六十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当するとき  
は、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、三十万円以下の罰金に処する。  
一 第四十三条の九又は第四十三条の二十二(これらの規定を第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。  
二 第四十三条の十一又は第四十三条の二十四(これらの規定を第四十六条の二において準用する場合を含む。)の許可を受けないで試験事務又は講習業務の全部を廃止したとき。  
三 第五十三条第一項(第六号又は第七号に係る部分に限る。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  
四 第五十三条第二項(同条第一項第六号又は第七号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第六十一条 第六十一条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十条 第六十条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十九条 第五十九条の次に次の二条を加える。

第六十条 第四十三条の八第一項(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して、試験事務(第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する試験事務をいう。以下同じ。)に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第四十三条の十二第二項又は第四十六条の二(これらの規定を第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による試験事務又は講習業務(第四十三条の十八第三項第二号(第四十六条の二において準用す

る場合を含む。)に規定する講習業務をいう。以下同じ。)の停止命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

(指定試験機関等に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行の際に次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める者とみなす。

一 この法律による改正前の浄化槽法(以下「旧法」という。)第四十二条第一項第二号に規定する国土交通大臣及び環境大臣が認定した講習会を行う者。この法律による改正後の浄化槽法(以下「新法」という。)第四十二条第一項第二号の規定による指定を受けた者

二 旧法第四十三条第四項の規定による指定を受けている者。新法第四十三条第四項の規定による指定を受けた者

三 旧法第四十五条第一項第二号に規定する環境大臣が認定した講習会を行う者。新法第四十五条第一項第二号の規定による指定を受けた者

四 旧法第四十六条第四項の規定による指定を受けている者。新法第四十六条第四項の規定による指定を受けた者

(罰則に関する経過措置)  
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。





平成十三年六月二十一日印刷

平成十三年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局